

# 国立市第 5 次男女平等・男女共同参画推進計画

～自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会をめざして～

【平成 28 年度～平成 35 年度】

平成 28 (2016) 年 4 月



国立市



## はじめに

このたび、「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」に向けて、市の基本的な考え方を示した「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」を策定しました。

本計画では、近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー等の被害が大きな社会問題となっていることから、今後市としてDV被害者等の支援を計画的かつ責任をもって実施していくため、新たに「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」を併せて策定しています。

本年3月には市の最上位計画として「第5期基本構想」を策定し、実行計画となる「第1次基本計画」を定めて「人間を大切にすまじづくり」を目標に取組を開始しています。「男女平等」や「男女共同参画」といった概念も、「性」という言葉をキーワードとして社会に生きるすべての人の人権が尊重されるとともに、地域、家庭、職場等の実社会において、性別にかかわらず誰もが自らの意思で自分らしい生き方を選択し、より健康で豊かな生活を実現するということにほかなりません。

折しも昨年は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に基づいて仕事と生活の調和の重要性が叫ばれるなど、女性を取り巻く社会の在り方が大きく問われた年でもありました。その一方で、法の下での平等・性差別の禁止（第14条第1項）や両性の本質的平等（第24条）等を定めた「日本国憲法」の公布からおおよそ70年経った現代においても、家庭や職場等には固定的な性別役割分担意識が依然として根強く存在しており、このことは今日の少子化問題等にも大きな影響を及ぼしていると考えています。

これまでも、市では市政に関するあらゆる分野の政策を推進するにあたり、「ソーシャル・インクルージョン」の理念を最大限尊重し、人権行政の確立と平和な地域社会の実現を目指してきました。本計画においてもこの理念をすべての政策の基盤に据え、例えば、LGBTの方が抱える生活上の困難や女性の貧困問題等を具体的な課題として新たに提示しています。今後とも市民の皆さまと共に協力し合い、国立市が性別にかかわらず誰にとっても住みやすいまちとなるよう、全力で取組を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重な議論を重ねて的確な答申をいただきました国立市男女平等推進市民委員会の皆さまをはじめ、パブリックコメントやタウンミーティング等において貴重な意見を頂戴した国立市議会並びに市民の皆さまに対し、心より感謝申し上げます。

平成28年4月

国立市長 佐藤 一夫

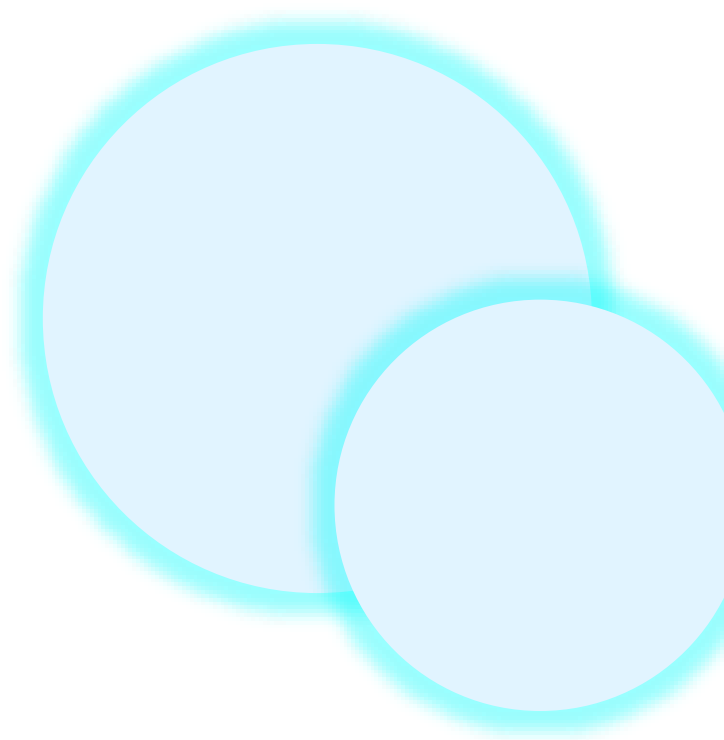


# 目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画の名称	2
2. 計画の趣旨と目的	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	4
5. 評価指標と評価期間の設定	4
6. 計画策定の背景	5
7. 国立市の現状	8
第2章 計画の基本的な考え方	12
1. 計画の基本理念	12
2. 4つの基本目標	13
3. 重点課題の設定	14
4. 関係機関の役割と推進体制	15
第3章 計画の内容	20
基本目標1 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できる社会	20
課題(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり	20
課題(2) 固定的性別役割分担意識の解消	24
課題(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	29
基本目標2 差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会(ソーシャル・インクルージョン)	34
課題(1) 配偶者等からの暴力の防止	34
課題(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	43
課題(3) 男女平等を阻害する要因の解消	46
基本目標3 多様な「性」を認め合える社会	49
課題(1) 性の違いに配慮した健康支援	49
課題(2) LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援	52
基本目標4 計画の効率的な推進体制の確立	55
課題(1) 計画の推進体制の強化	55
課題(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	60
資料	63



## 第1章 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画の名称

国立市では、平成5年に初めて「国立市男女平等推進計画」を策定し、その後3回の改定を行っています。男女共同参画社会の実現のみならず、今後も引き続き男女平等の趣旨を大切にしていくため、本計画の名称を「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」と称します。

### 2. 計画の趣旨と目的

本計画は、性別に関わらず誰もが個人として尊重され、自分らしく地域でいきいきと暮らすことができるようにするため、国立市における男女平等及び男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、市の行動計画として定めたものです。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて市の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、男女共同参画社会基本法（平成11年公布）第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に該当します。

また、本計画における基本目標2の課題（1）については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年公布）」<sup>※1</sup>（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（いわゆる「市町村基本計画」）に該当するもので、「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画（DV対策基本計画）」として本計画に包含した形で策定しています。

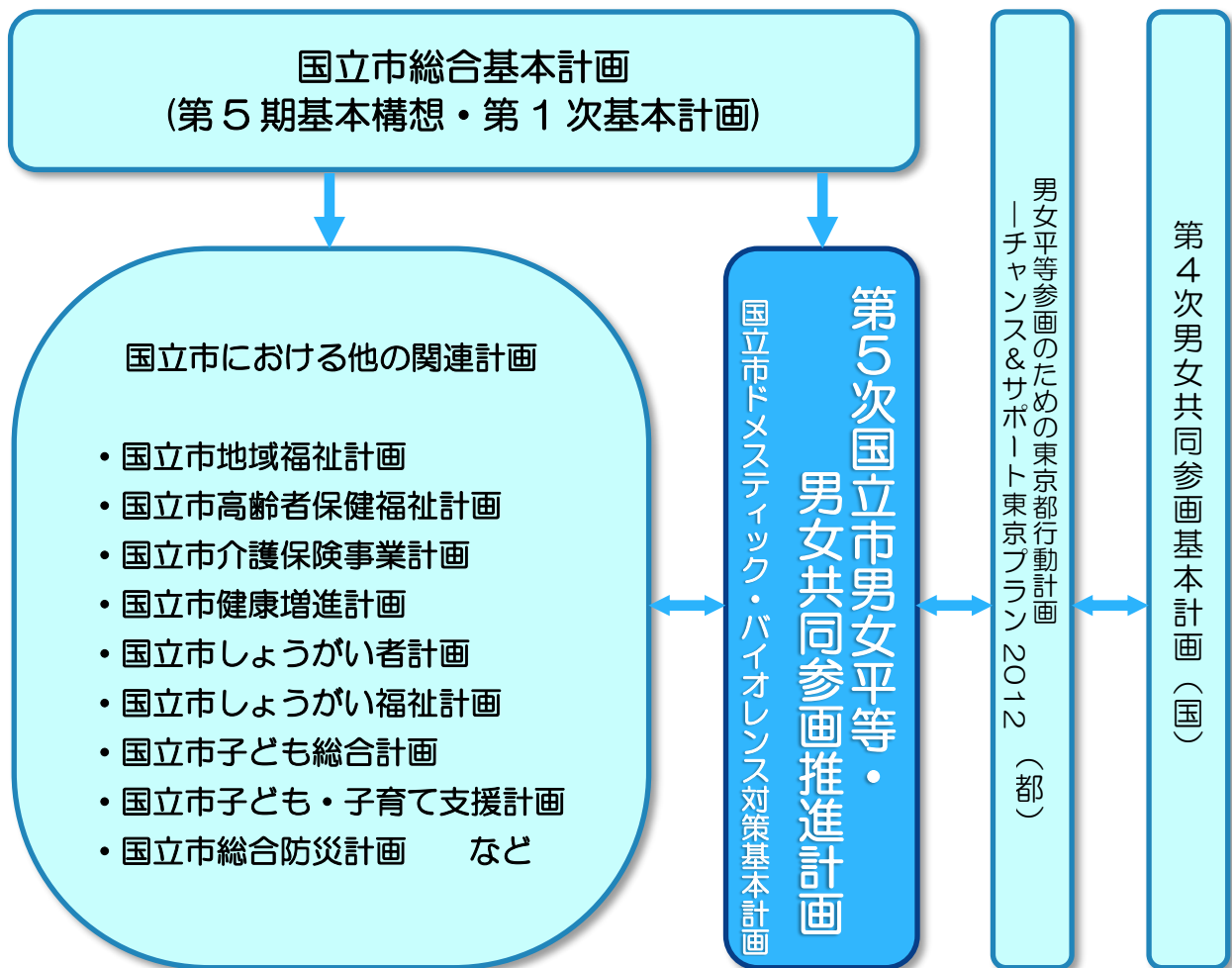
なお、本計画は、これまでの「国立市第四次男女平等推進計画」及びその最終的な評価に当たる「国立市第四次男女平等推進計画の進捗状況の点検・評価について（平成



27年5月答申)」の内容を引き継ぐとともに、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び都の「男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン2012」、さらには国立市における他の関連計画とも整合を図り、本施策をより効果的に推進できるように策定しています。(図表1-3-1)

※<sup>1</sup> この法律にいう「配偶者」には、婚姻届を出していないものの事実上婚姻関係と同様の事情にある者(いわゆる「事実婚」)等を含むものと広く解釈されています。本計画では、さらに恋人やパートナーなど親密な間柄にある者も含めて考えており、狭義の「配偶者」に限定されないことを強調するため、計画の名称を「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画(DV対策基本計画)」と名付けています。

図表1-3-1 計画の位置づけ

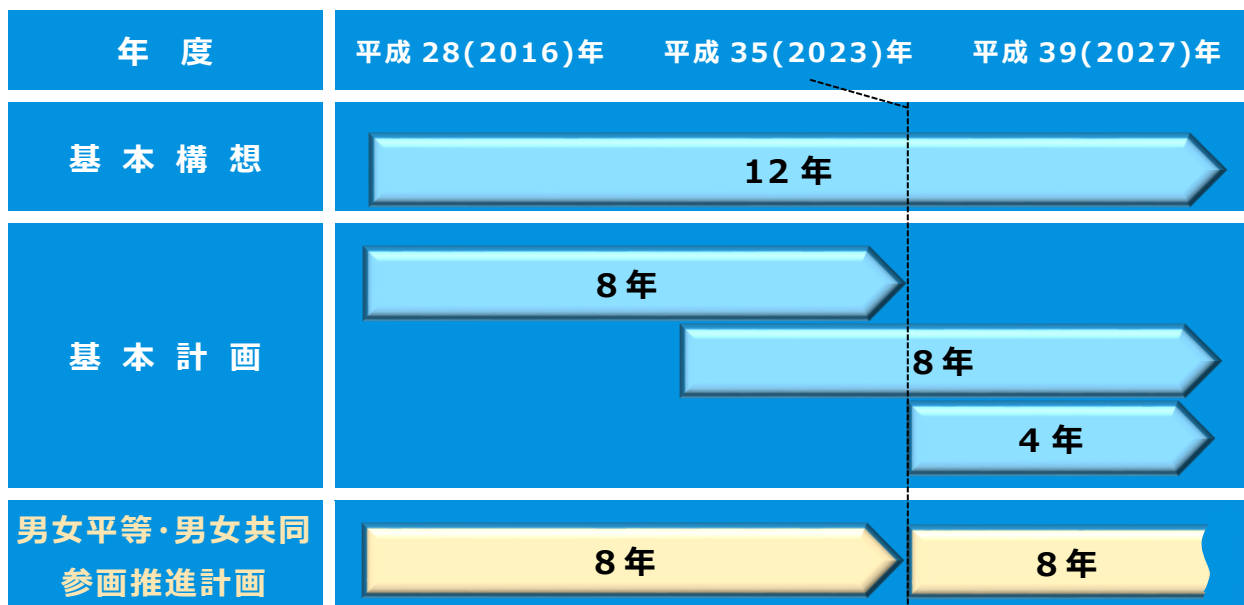


## 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、市政の長期的な経営の根幹となる「第5期基本構想」及び「第1次基本計画」との整合性を保つため、平成28年度から平成35年度までの「8年」としています。

今後、本計画の実施状況に関する評価を毎年度実施するとともに、計画期間の中間年度である平成31年度には総合的な評価・点検作業を行い、さらにその結果を本計画へ反映させていきます。

図表 1-4-1 計画の期間



## 5. 評価指標と評価期間の設定

本計画を着実に推進するためには、施策の成果や事業の達成状況を数値化し、検証・評価していくことが重要です。具体的には、事前に課題ごとの評価指標を設定するとともに、計画期間の中間年度（平成31年度）と最終年度（平成35年度）における目標値を定めることで、それぞれの施策や事業の達成状況を明確にし、本計画における取組を確実に推進していきます。

また、各施策については、施策に応じた評価期間を定め、毎年評価を行う「単年度」、中間年度と最終年度に評価を行う「中期」、最終年度に評価を行う「長期」の3区分を設定しています。

## 6. 計画策定の背景

### (1) これまでの世界と国の動向

昭和 50（1975）年、国際連合が提唱した「国際婦人年」を契機として、メキシコシティで第 1 回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

これを受けて、同年、我が国では女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定しました。これ以降、我が国の男女共同参画への取組は世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的・体系的な施策の推進を図るという国際連合を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められてきました。

女子に対する差別撤廃に関しても、国際連合の総会において男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が昭和 54（1979）年に採択され、国は昭和 60（1985）年にこの条約を批准しています。

その後、国においては、国内本部機構の充実強化を図るため平成 6（1994）年に「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置されました。

また、平成 7（1995）年 9 月に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、平成 8（1996）年 7 月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、同年 12 月には新たな行動計画となる「男女共同参画 2000 年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画－」が策定されています。なお、この男女共同参画ビジョンや男女共同参画 2000 年プランにおいては、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律の必要性が盛り込まれており、その後、平成 11（1999）年 6 月に男女共同参画社会基本法が公布・施行されることとなりました。

これらを受けて、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画（平成 13 年度～平成 17 年度）」が策定され、現在は「第四次男女共同参画基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」の計画期間に当たります。

なお、東京都では、全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例（平成 12 年施行）」を制定し、平成 14（2002）年には初めての男女平等に関する計画である「男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン 2002（平成 14 年度～平成 18 年度）」を策定しました。なお、現在は「男女平等参画のための東京都行動計画—チャンス&サポート東京プラン 2012（平成 24 年度～平成 28 年度）」の計画期間中になります。

## （2） 国立市における取組

国立市においては、上記のような世界や国の動きを受け、昭和 55（1980）年に「国立市婦人関係行政連絡協議会」を発足させて女性問題に関する取組を開始しました。

昭和 57（1982）年には「国立市第一期基本構想・第二次基本計画」の中で初めて女性問題を盛り込み、昭和 59（1984）年に「国立市婦人問題行動計画策定委員会」を設置しています。その後の昭和 61（1986）年には、市では婦人問題に関して第三者機関の意見を聞くため「国立市婦人問題市民委員会」を設置し、市長による諮問を経て、翌年「国立市における婦人関係施策のあり方について」の答申を受けました。この答申を礎として、女性問題解決に向けて事業化を図るなど取組を強化するとともに、同年、庁内に「婦人問題担当」を設置して執行体制を強化しています。

市の計画については、昭和 60（1985）年に市では婦人問題に関する初の計画となる「国立市婦人問題行動計画」を策定しました。その後、平成 5（1993）年に「国立市男女平等推進計画」と名称を変更し、以降、平成 8（1996）年に「国立市第二次男女平等推進計画（平成 8 年度～平成 12 年度）」を、平成 13（2001）年に「国立市第三次男女平等推進計画（平成 14 年度～平成 17 年度）」を、平成 17（2005）年に「国立市第四次男女平等推進計画（平成 18 年度～平成 27 年度）」をそれぞれ策定しました。

最近では、平成 22（2010）年に第四次男女平等推進計画の進捗状況の点検・評価について、まず庁内組織である「国立市男女平等推進会議」において中間評価を実施した後、「国立市男女平等推進市民委員会」（以下、「市民委員会」という。）に諮問しています。

また、平成 27（2015）年には、同計画の進捗状況の最終的な点検・評価に関して諮問を行い、前回答申後の社会情勢の変化や性別に対する価値観の多様化なども十分

に考慮しながら本計画への活用も視野に入れて検討がなされ、市民委員会から「国立市第四次男女平等推進計画の進捗状況の点検・評価について（平成27年5月答申）」を受けました。

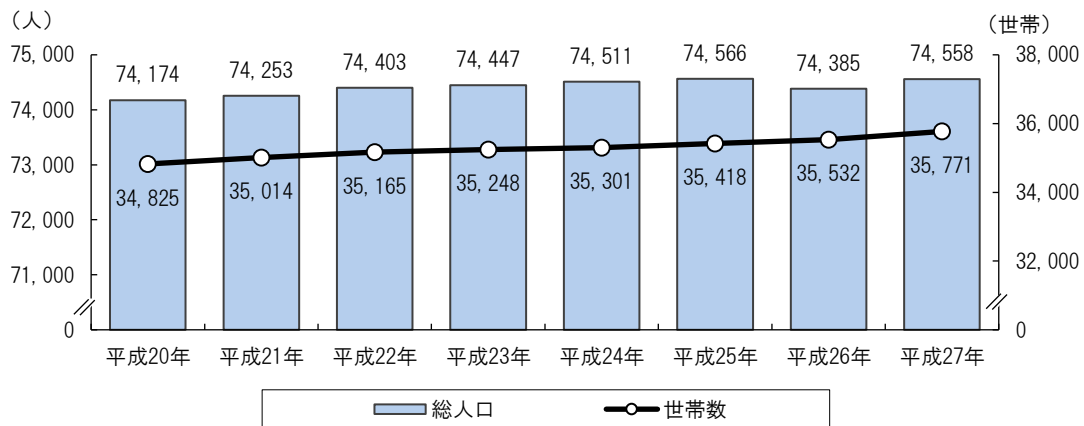
なお、平成28（2016）年3月には市民委員会から「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画（素案）（平成28年3月答申）」を受けており、本計画の策定にあたっては、その内容を最大限尊重するとともに、これまでの市における男女平等及び男女共同参画に関する取組を総括しています。

## 7. 国立市の現状

### (1) 市内総人口と世帯数の推移

総人口は平成 21 年から平成 25 年まで緩やかな増加傾向でしたが、平成 26 年に減少に転じ、平成 27 年はわずかに増加しています。一方、世帯数は増加傾向が続いており、1 世帯あたりの人員が減少傾向にあることがわかります。

図表 1-7-1 市内総人口と世帯数の推移

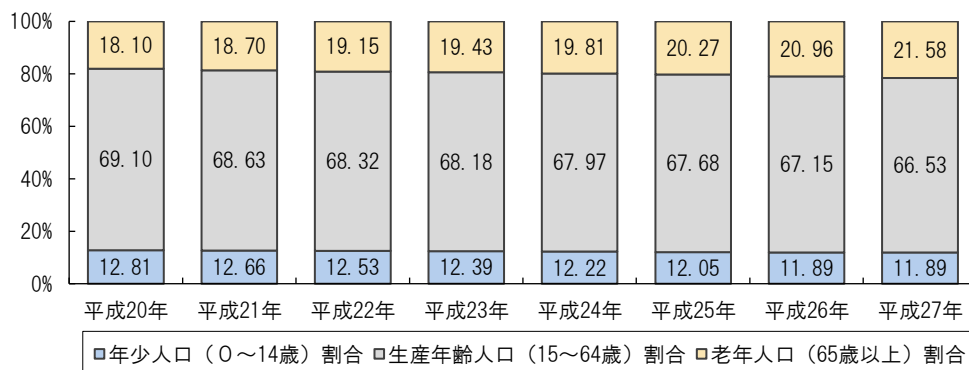


出典：東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

### (2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別にみると、年少人口割合は 12%程度で下降傾向にあり、生産年齢人口割合も下降傾向で推移し、平成 27 年 1 月 1 日現在、平成 20 年から 2.57 ポイント低下しています。その一方、老年人口割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、平成 20 年から 3.48 ポイント上昇しています。

図表 1-7-2 年齢3区分別人口割合の推移

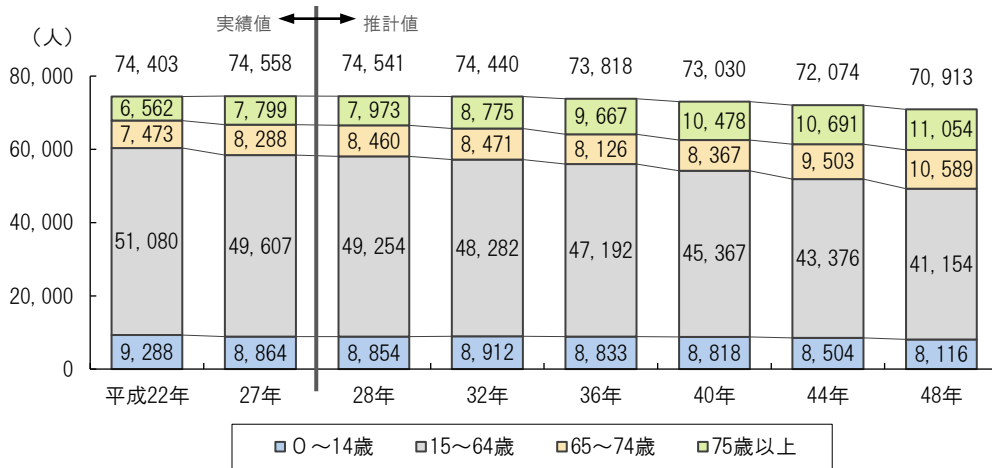


出典：東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

(3) 将来人口の推計

将来人口の推計は、平成27年をピークに減少傾向に転じると予測されています。

図表 1-7-3 将来人口の推計

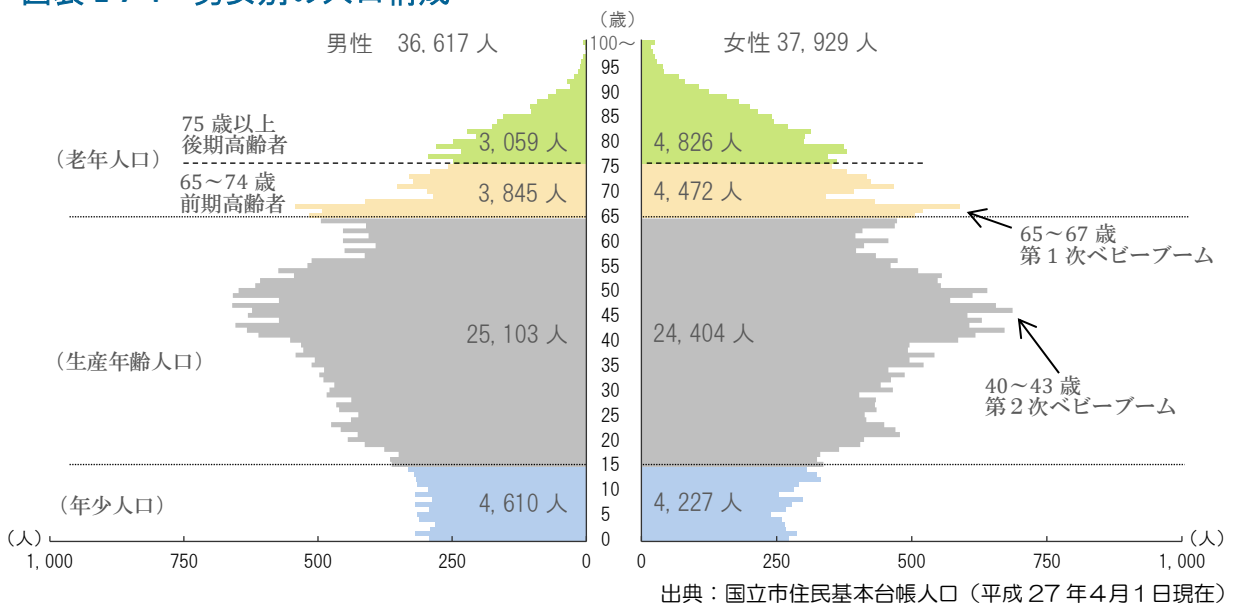


出典：国立市政策経営課資料

(4) 男女別の人口構成

男女別の人口構成は、年少人口（0～14歳）では男性が383人、生産年齢人口（15～64歳）では男性が699人、老年人口（65歳以上）では女性が2,394人それぞれ多くなっています。特に75歳以上の後期高齢者では女性が1,767人多くなっています。

図表 1-7-4 男女別の人口構成

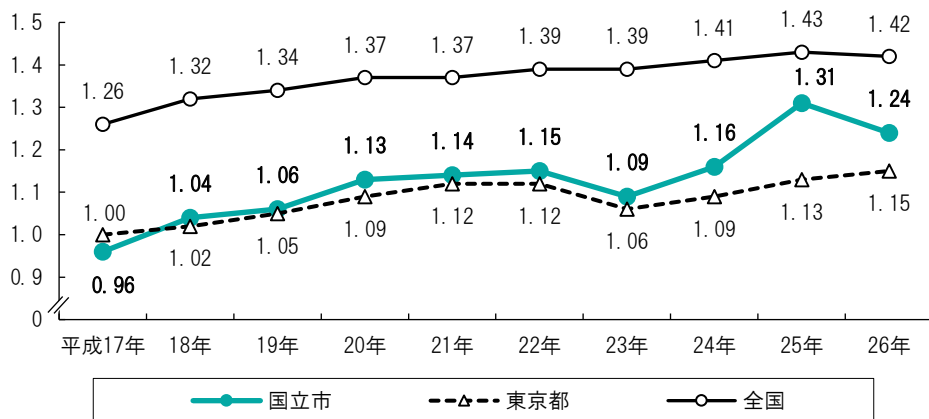


出典：国立市住民基本台帳人口（平成27年4月1日現在）

(5) 合計特殊出生率の推移と比較

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移は、平成17年には0.96まで低下しましたが、平成18年からは東京都を上回って推移しています。平成25年には1.31まで上昇しましたが、平成26年は1.24となっており、全国と比べると、依然低い値で推移しています。

図表 1-7-5 合計特殊出生率の推移

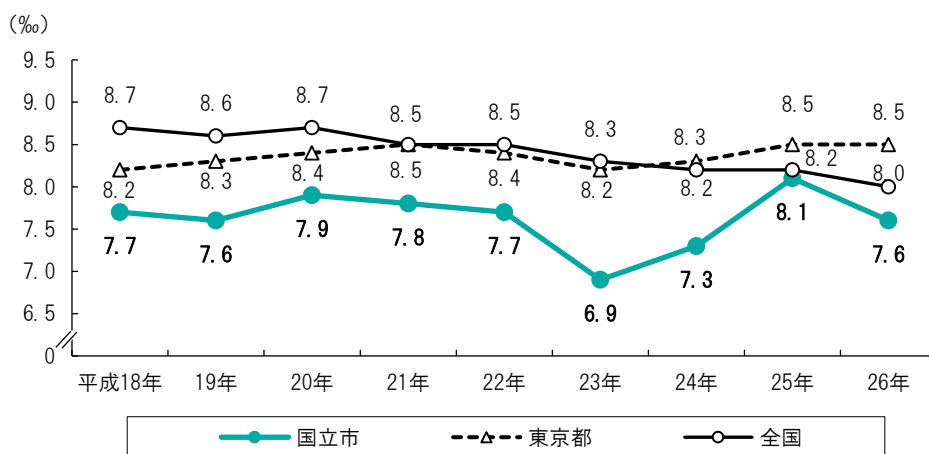


出典：東京都人口動態統計

(6) 出生率（人口千対）の推移と比較

出生率（人口千人あたり）の推移は、平成18年以降、全国及び東京都を下回って推移しています。平成25年には8.1%（パーミル）まで上昇しましたが、平成26年は7.6%となっています。

図表 1-7-6 出生率（人口千対）の推移と比較



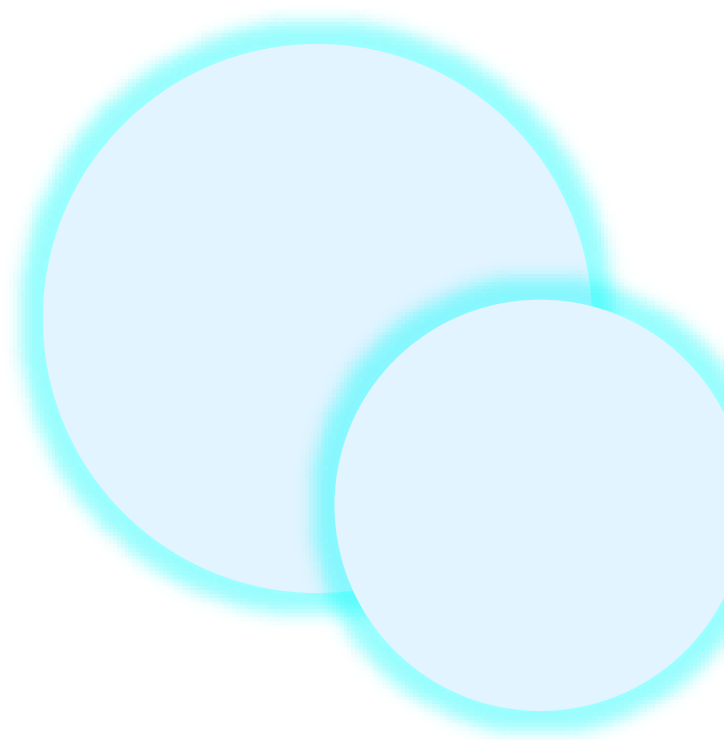
※ ‰（パーミル）：千分率

出典：東京都人口動態統計



## 第2章 計画の基本的な考え方

---



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」

性別に関わらず、すべての市民一人ひとりがお互いの人権を基本として、個性・能力・価値観・ライフスタイル・バックグラウンドなどを尊重し合い、自らの意思と責任により、職場・家庭・地域等の社会における多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会を目指します。

## 2. 4つの基本目標

上記の基本理念を実現し、国立市における男女平等・男女共同参画施策を確実に推進していくため、基本となる4つの目標を定めました。

### 目標1 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できる社会

無意識またはやむを得ず選択している固定的性別役割分担意識によるステレオタイプな生き方の枠を取り払い、職場・家庭・地域など社会のさまざまな場面で責任を分かち合うことで、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしい生き方を選択できる地域社会を目指します。

### 目標2 差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会（ソーシャル・インクルージョン）

社会が責任をもって差別・暴力・貧困等の問題を解決していくことで、これらの困難に直面しているすべての人々が、自身の生き方を抑圧されたり社会的に排除されたりすることなく、経済的にも自立し、地域で安心安全に暮らせる社会をつくります。

### 目標3 多様な「性」を認め合える社会

これまでの男性や女性といった性別の違いだけでなく、さまざまな身体的性別・性的指向・性自認のあり方を基にして、性の多様性をお互いに尊重し、認め合うことで、LGBTの人々を含めたすべての人が自分らしく生活できる地域社会を目指します。

### 目標4 計画の効率的な推進体制の確立

男女平等・男女共同参画社会をより具体的な施策を通して実現していくため、本計画により目標や達成手段等の共有を図り、市民一人ひとりの参加・参画を促すことで、効率的かつ継続的な計画の推進体制を確立します。

### 3. 重点課題の設定

男女平等・男女共同参画の施策を効率的に推進するために、後述する施策の体系における課題の中から4つの課題を抽出し、重点的に取り組んでいきます。

#### 課題1 固定的性別役割分担の解消

---

固定的性別役割分担意識は、男女平等及び男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つです。共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、従来通り性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、そして育児や介護など、今まで以上に幅広い分野で男性と女性が協力しあうことが重要です。

#### 課題2 配偶者等からの暴力の防止（「DV対策基本計画」に該当）

---

DVは重大な人権侵害であり、DV等による女性等に対する暴力被害は依然として深刻な状況にあります。潜在化しやすいDVの防止・根絶は、男女平等・男女共同参画社会を実現する上で喫緊の課題です。DVを取り巻く社会状況の変化に的確に対応するとともに、DV被害者やその子どもに対する切れ目のない相談支援体制を早期に構築し、DV被害のない社会に向けて全市を挙げて取り組んでいきます。

#### 課題3 LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援

---

LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援については、性の多様性を前提として、それぞれの生き方についてお互いの違いを認めて尊重し合える社会づくりが重要となります。市の職員研修や広く市民への啓発などを通してLGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への理解を促すとともに、LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々が直面する困難に対応できる相談支援体制を整備していきます。

#### 課題4 計画の推進体制の強化

---

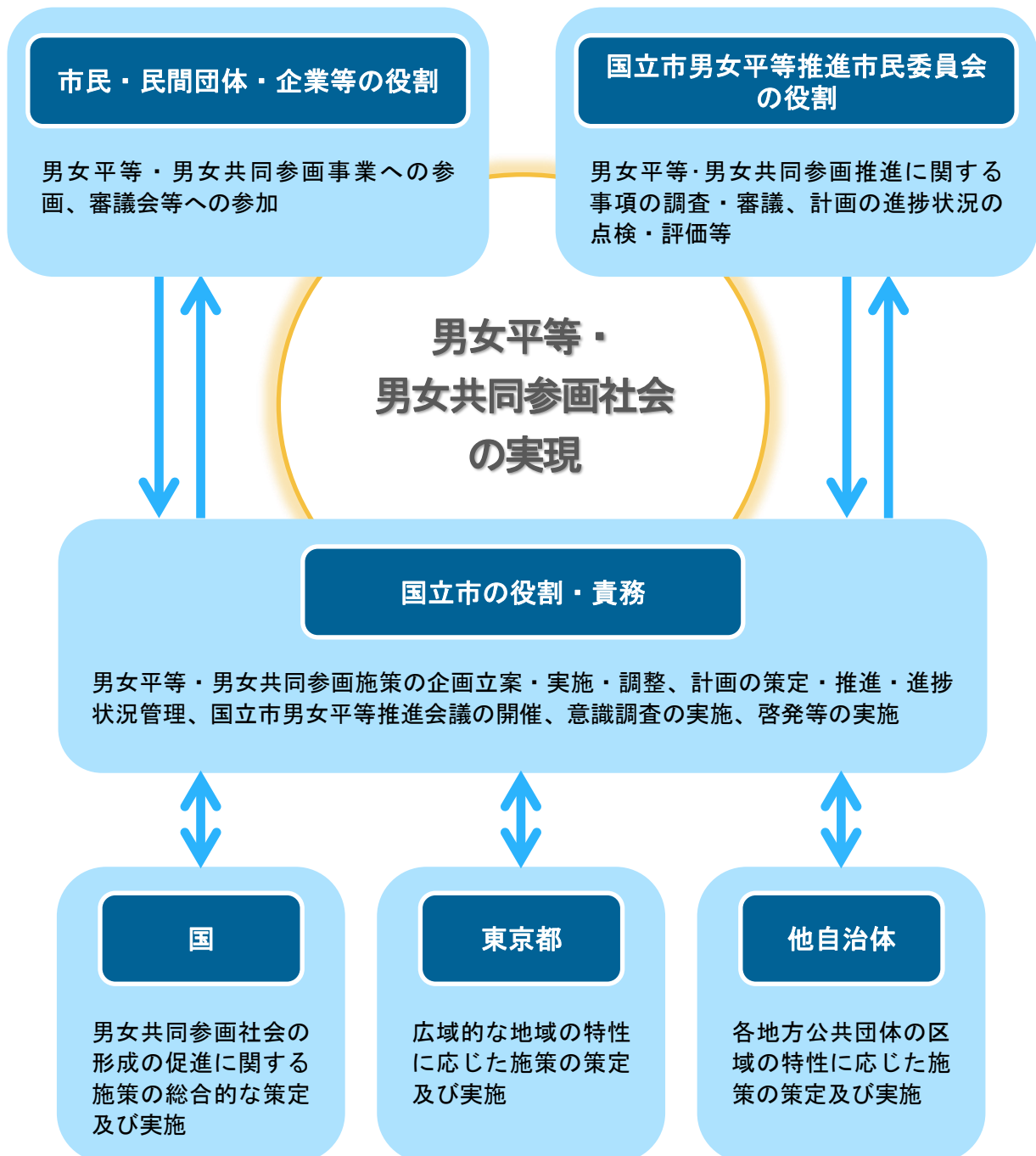
本計画を総合的かつ計画的に実行していくためには、関係機関等とも密に連携を行い、推進体制を整えてより実効性のある施策を展開するという視点が必要不可欠です。本計画を強力に推進していくため、単に意識啓発等を行うだけでなく、市全体で継続的かつ具体的な施策を企画立案・実施していきます。

## 4. 関係機関の役割と推進体制

### (1) 男女平等・男女共同参画社会実現に向けての役割

本計画を総合的かつ計画的に推進し、男女平等・男女共同参画社会を実現するためには、まずは市民、民間団体、企業等や市、都、国におけるそれぞれの役割を明確にしておくことが重要となります。

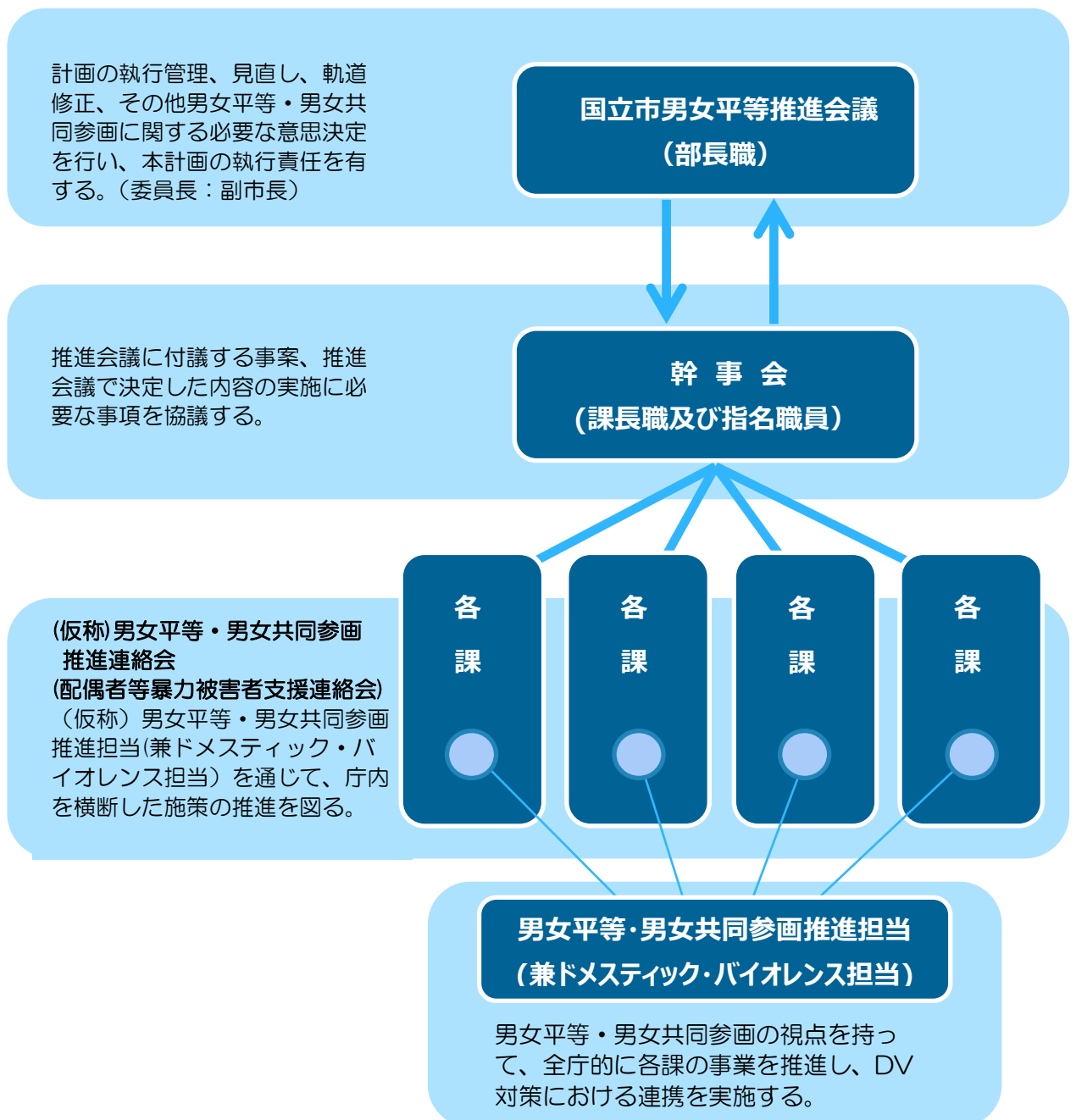
図表 2-4-1 各機関の役割



## (2) 市役所における推進体制

市役所における推進体制の整備は、計画の効率的かつ能率的な推進には欠かせない要素です。特に、組織的セクショナリズムに陥ることなく、常に機動的かつ横断的な運用体制を確保することを目的として、本計画では新たに「(仮称)男女平等・男女共同参画推進担当(兼ドメスティック・バイオレンス担当)」を各課に配置し、定期的に「配偶者等暴力被害者支援連絡会」や「(仮称)男女平等・男女共同参画推進連絡会」を開催することで、全体で男女平等・男女共同参画施策を強力に推進していきます。

図表 2-4-2 庁内における推進体制



図表 2-4-3 施策の体系図

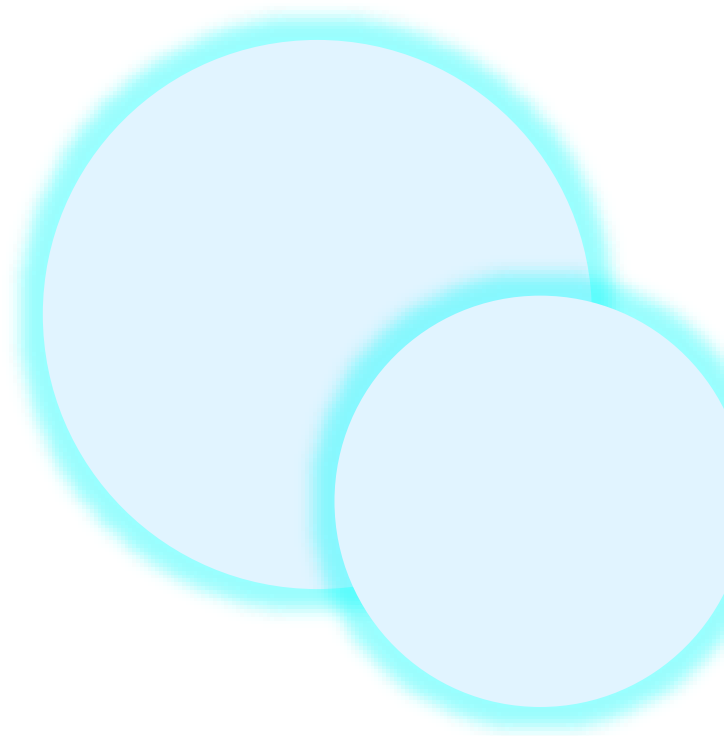






## 第3章 計画の内容

---



## 第3章 計画の内容

### 基本目標 1

固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、  
自分らしい生き方を選択できる社会

### 課題（1）男女平等・男女共同参画の意識づくり

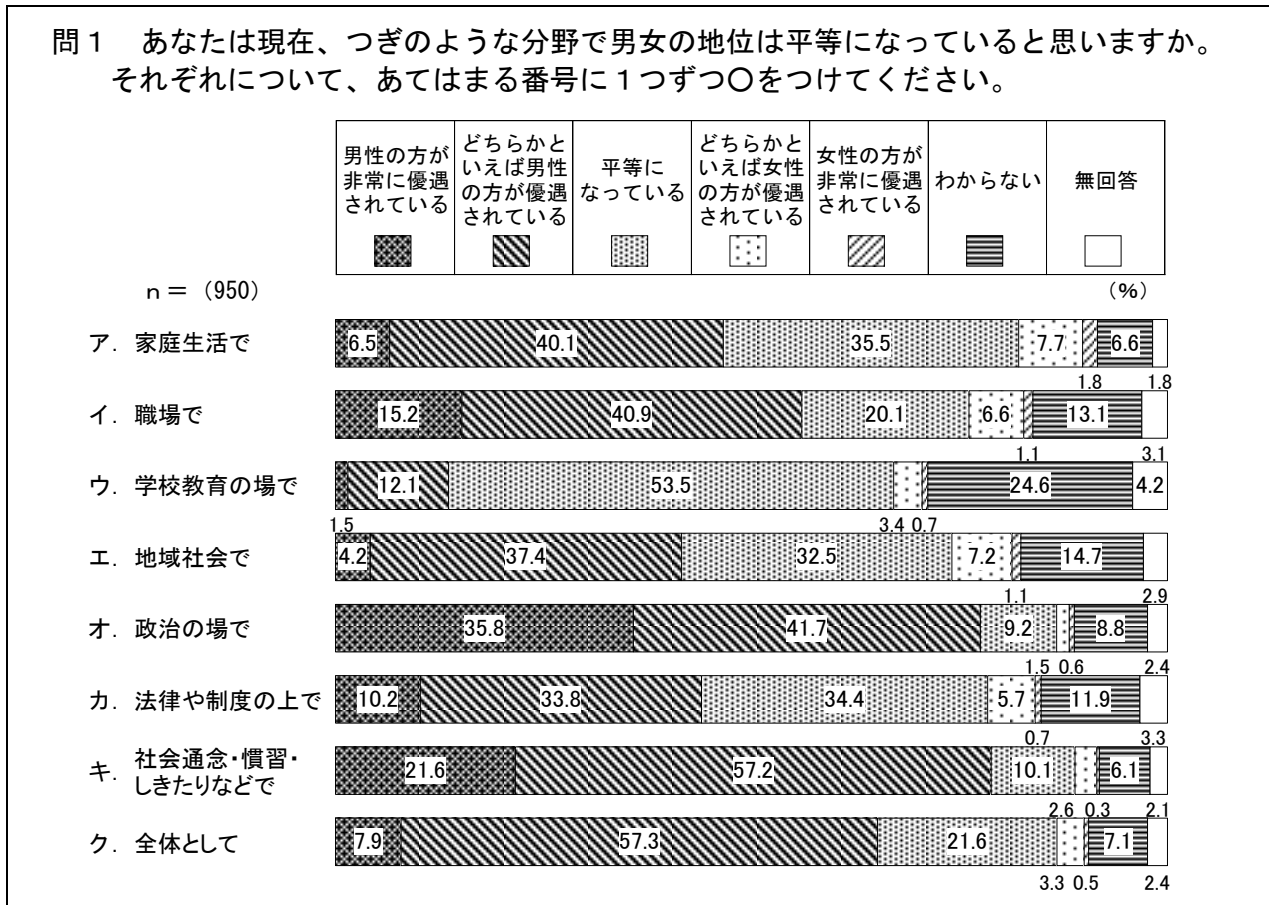
#### 【現状と課題】

自分らしくいきいきと暮らすためには、個人が性別にかかわらず、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが必要です。

しかし、人々の意識の中には長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な性差観があり、このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、個々の生活のなかに依然として存在しています。とりわけ、「男らしさ 女らしさ」に代表される固定的性別役割分担意識は、家庭・学校・職場・地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

このような固定的役割分担意識は、人々の生き方を性別により限定し、個人が社会で活躍できる可能性を狭める恐れがあります。性別に関わらずすべての人が自らの希望する機会を得ることができる社会を実現するため、旧来の固定的観念にとらわれない「男女共同参画の意識づくり」が必要不可欠です。

図表 3-1-1 男女の地位の平等感



資料：平成27年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

男女の地位の平等感について聞いたところ、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』は、“社会通念・慣習・しきたりなどで”（78.8%）が8割近くと最も高く、次いで、“政治の場で”（77.5%）、“全体として”（65.2%）の順となっています。また、「平等になっている」は、“学校教育の場で”（53.5%）が半数を超えて最も高く、次いで、“家庭生活上で”（35.5%）、“法律や制度の上で”（34.4%）の順となっています。一方、「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせた『女性優遇』は、“家庭生活上で”（9.5%）が約1割と最も高くなっています。（図表3-1-1）

指標①

指標の内容	現状	平成31年度	平成35年度
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」という人の割合 (%)	56.6% (平成27年度)	65.6%	74.6%

### 施策① 男女平等・男女共同参画の意識啓発

効率的かつ実効性のある意識啓発を行うために、さまざまな情報を偏りなく発信するとともに、市民に確実に情報が届くよう工夫する必要があります。時代に合わせて情報内容をアップデートするだけでなく、発信の方法や手段を増やすなどして広く市民に意識啓発し、一方的な情報提供で終わらない市民への働きかけを行っていきます。

※以下の表中において、番号欄の（ ）内は再掲している事業番号を示しています。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
1 (107)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等の開催について、関係各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	新規	単年度
2 (39) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	拡充	単年度
3 (40) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室 生涯学習課 公民館 図書館	拡充	単年度
4	男女平等・男女共同参画に取り組む団体の支援	男女平等・男女共同参画に関する学習等から生まれた自主的な学びのサークル・団体が、継続的に活動できるよう支援する。	公民館 市長室	拡充	単年度

## 施策② 男女平等・男女共同参画の学校教育の推進

男女平等・男女共同参画の意識づくりには、次世代を担う子どもたちの意識の醸成が必要不可欠です。人間形成の基礎となる幼児教育や義務教育において、子どもたちが成長する過程で男女平等意識を自然に身に付け、性別にとらわれずに個性と能力を十分に発揮できるようにするため、教職員に対する研修等を行うことで男女平等意識の醸成を図ります。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
5	人権尊重教育推進委員会の開催	人権尊重教育推進上の課題を把握すると共に、男女平等の視点を踏まえ、各校における人権教育を充実させるための知見を共有する。	教育指導支援課	継続	中期
6	男女平等・男女共同参画を推進するための教員研修の実施	教員の男女平等意識の形成を図るために、男女平等に関連するテーマやLGBT（セクシュアル・マイノリティ）などの新たな課題に関する教員研修を実施する。	教育指導支援課	拡充	単年度
7	学校における固定的な性別役割意識にとらわれない進路指導の実施	児童・生徒の男女平等観の形成を図るとともに、性別にとらわれずに個人のもっている能力・適正を活かすよう進路指導の推進・充実を図る。	教育指導支援課	継続	単年度
8	性教育の実施と関係機関の連携	学校と家庭、地域の医療・保健機関と積極的な連携を図り、全教育活動を通じて、性を正しく理解し自己の性に対する認識を確かめると共に、性感染症に関する指導の充実を図る。	教育指導支援課	継続	単年度

## 課題（２）固定的性別役割分担意識の解消

### 【現状と課題】

男女平等・男女共同参画社会の実現には、職場・家庭・地域等において、性別に関わらず女性と男性が主体的かつ平等な立場で社会へ参加し、責任を分かち合うことが重要です。近年、女性の社会進出が進む中において、制度上の男女平等も少しずつ進展してきていると言えます。しかし、依然としていわゆる M 字カーブの問題の解消は見られず、また国立市で平成 27 年度に実施した「男女平等及び人権に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」でも、男女の生活時間の使い方について仕事や学業に費やす時間と家事育児に費やす時間を比較すると、男女の数値に明確な差が見られます。

例えば、「家事・育児に費やす時間」を性・夫婦の働き方別でみると、“夫（妻）だけ働いている”場合、女性では「8 時間以上 12 時間未満」及び「12 時間以上」が 41% に対し、男性では 8 時間以上が 0.9% でした。一方、“共働きである”場合、女性では「4 時間以上 8 時間未満」が 41.3% であるのに対し、男性では 5.4% であり、男性が家事・育児に費やしている時間は全体的に短くなっています。

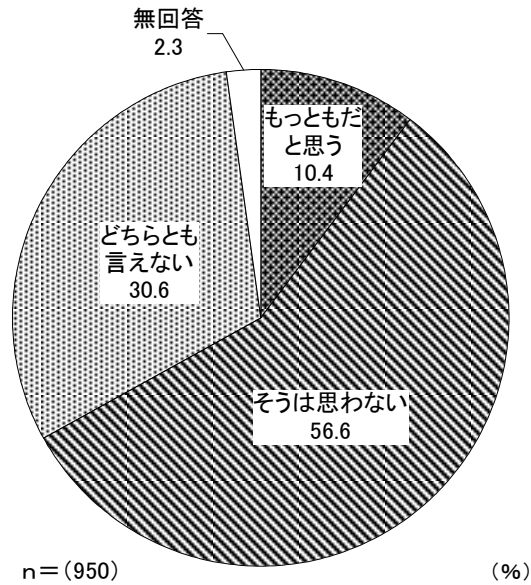
このような固定的性別役割分担意識や時間の使い方は、職場でのキャリア形成において男女格差を生む要因となっています。また、出産、妊娠、育児等を理由に職務に従事する時間が男性より短い女性は、男性と比較して職務経験を積む機会が減少することで自信を持ってキャリアアップを希望しづらくなります。この結果として、管理職等の立場にある女性が増えず、方針決定の場において性別のバランスを欠いた状況が続き、女性の視点やニーズが十分に反映されないという悪循環が生じています。また、仕事と家庭の両立が困難となった場合、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることも少なくありません。女性が仕事を辞め、家事・育児・介護などの賃金・報酬が支払われないアンペイドワーク（無償労働）を担うことは、女性の経済的な自立を阻む要因となっています。

一方、男性も仕事中心の生活により、職場での職責と家庭での経済的責任が課せられ、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。しかし、男女問わず雇用や収入が不安定化している現状では、仕事をする側に過度なストレスがかかることも少なくありません。一人一役ではなく、男女がともに仕事と家庭の両方の役割をバランスよく担うため、職場・家庭・地域等を問わずに責任を分かち合うことができるよう、固定的役割分担意識の解消に努めます。

図表 3-1-2 性別役割分業観

問2 「男は仕事、女は家庭」という慣習的な考え方がありますが、あなたはどう思いますか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

図 1-12



資料：平成 27 年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

「男は仕事、女は家庭」という考え方について聞いたところ、「もともとだと思う」(10.4%) が 1 割、「そうは思わない」(56.6%) が 6 割近く、「どちらとも言えない」(30.6%) は約 3 割となっています。(図表 3-1-2)

指標②、③、④

指標の内容	現 状	平成 31 年度	平成 35 年度
市が所管する審議会等のうち、性別比率が男女ともに 30%以上になっている審議会等の割合 (%)	42.0% (平成 27 年度)	66.0%	90.0%
男性の育児休業取得率 (%)	5.5% (平成 27 年度)	13.0%	20.0%
市防災会議の委員に占める女性の割合 (%)	12.0% (平成 27 年度)	21.0%	30.0%

### 施策① 政策・方針決定への女性参画の促進

市民の半数を占める女性の意見を市政に反映させることは、女性のみならずすべての人が暮らしやすい地域社会の実現につながる重要な視点です。また国においてはクオータ制を含めたポジティブ・アクションの導入について、今後、調査・研究も行うこととされています。

市においては、まずは引き続き審議会や委員会等への女性の積極的な登用を推進します。さらに、市が率先して政策・方針決定における男女共同参画を推進する姿勢を示すためにも、庁内において誰もが管理職を目指しやすい職場づくりを進めます。

また防災対策については、平常時における男女平等・男女共同参画への取組が重要であり、意思決定の場に女性がさらに参画していく必要があります。また、東日本大震災の経験を経て、災害後において女性の家庭における責任や仕事が増大するという側面も指摘されています。避難所における男女のニーズの違い、そして個別の援護が必要な妊婦などへの配慮等について、男女平等・男女共同参画の視点に立って施策を推進します。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
9	審議会等における男女比率の調整	市政に男女の意見や視点を平等に反映させるため、委員全体に占める性別比率が男女ともに30%以上になるように努める。	政策経営課	拡充	単年度
10	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	性別によるニーズの違い等を踏まえ、発災時の様々な事象に対応するため、災害対策への女性やLGBTの人々の参画を促進する。	防災安全課	新規	中期
11 (109)	誰もが働きやすく管理職を目指しやすい職場づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることはないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	新規	中期



## 施策② 経済活動への女性参画の促進

一般的に、女性は出産や育児休業等により男性と比べてキャリアを積むことが難しく、また介護等との両立も求められる傾向にあるため、本人が希望するような働き方を選択しにくい状況にあります。このため、女性が経済的に自立して地域で活躍できるよう、引き続き就職・再就職支援や起業支援を行っていきます。

また単にセミナー等を実施するだけでなく、必要に応じて継続的な相談へつなげ、さらには新たに企業に対して女性の就職を促進するための働きかけを行うなど、地域全体で女性の自己実現と多様な働き方を応援していきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
12	就職・再就職のためのセミナーの実施	女性の知識の習得や技術の向上を目的として、保育付きの就職・再就職セミナー等を開催し、女性の就職を支援する。	産業振興課	拡充	単年度
13	就職に関する情報の提供	女性の就職を促進するための情報、職業訓練情報、非正規労働者の労働条件の向上のための情報等の提供を行う。	産業振興課	拡充	単年度
14	起業への支援	年齢やキャリア、または育児・介護の有無等に関係なく、起業を希望する女性を支援するため、情報提供や開業資金の融資のあっせん、コンサルタントの派遣、セミナー等を実施する。	産業振興課	拡充	単年度
15	就労相談窓口の紹介	就労支援を実施している庁内の部署と連携を行い、ハローワークや東京しごとセンター等の専門の相談機関に適切につなぐ。	産業振興課 子育て支援課	拡充	単年度
16 (80)	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について調査検討する。	市長室 総務課 産業振興課	新規	中期

### 施策③ 家庭・地域活動への男女平等・男女共同参画の促進

女性が職場に定着するためには、男性が家事・育児・介護などへ積極的に関わることでできる土壌づくりを進める必要があります。また、仕事中心で働いている人々が退職後に地域活動に参加できるよう、情報提供などのきっかけづくりを行います。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
17	家事・育児などの男性参画の促進	家庭生活における男女の平等と自立を進めるため、家事、育児等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	子育て支援課	拡充	単年度
18	介護などの男性参画の促進	家庭における男女平等と自立を進めるため、介護等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	高齢者支援課	拡充	単年度
19	公共施設の設備の見直し	公共施設において、男性がおむつ替えをできる場所を確保する等、男性が育児にかかわる環境を整備する。	建築営繕課 総務課	新規	長期
20	子どもと出かけるための公園情報等の提供	女性だけでなく男性も育児にかかわりやすいよう、公園情報等をわかりやすく提供する。	環境政策課	新規	中期
21	地域コミュニティやNPO等への男女共同参画の推進	自治会やNPO等に対して男女平等に関する情報提供等を行い、男女（特に若者）の積極的な参画を働きかける。	生活コミュニティ課	継続	単年度
22	市民・各種団体・事業者等への働きかけ	市民団体等と連携し、地域における男女平等・男女共同参画意識の醸成を推進する。	市長室 生活コミュニティ課 関係各課	継続	単年度
23 (110)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	新規	単年度

## 課題（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

### 【現状と課題】

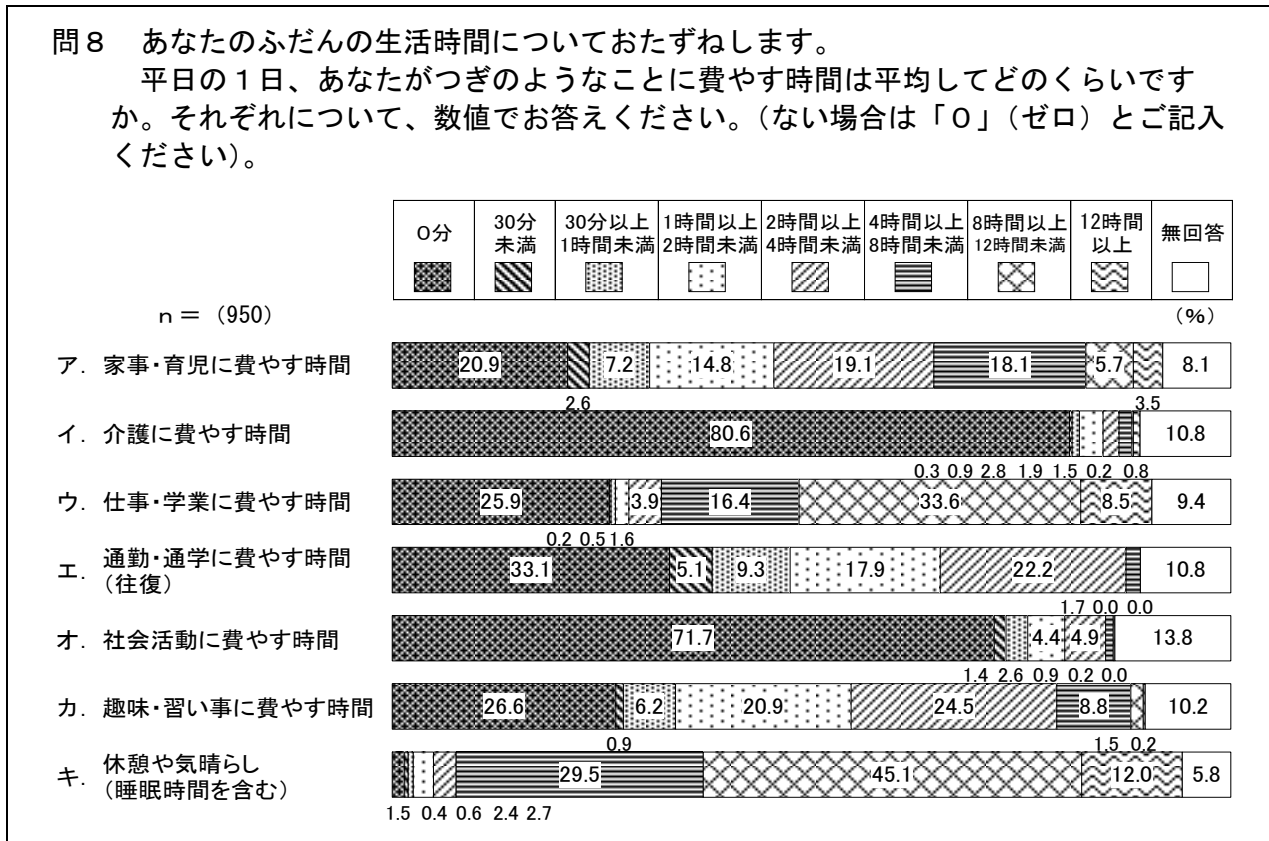
企業や自治体における仕事と生活の調和すなわち「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組は、男女平等・男女共同参画施策を進める上で大きな課題となっています。

仕事は生活を支える生業であるとともに、一人ひとりが社会とつながることでやりがいや精神的な充実感をもたらすものです。しかし、現実の社会では、長時間労働などにより心身の健康を損ねたり、仕事と家事・育児・介護との両立に悩んだりした結果、離職するなどして経済的に不安定な状態に陥ることも少なくありません。

仕事か家庭の二者択一を迫られることなく、誰もが仕事と生活の双方の調和を実現して豊かな地域生活が送れるよう、男性中心の長時間労働慣行の改善に向けて取組を進めるとともに、育児支援や介護サービス、職場におけるメンタルヘルスをはじめとした健康支援を充実させることで、社会全体で仕事と生活の両立支援を行っていきます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進により、多様な人材の活用を通して組織が活性化するとともに、働く者の就労に対するモチベーションが高まることで、優秀な人材を育成・確保し、長期にわたり組織の中で活躍することが可能となります。このことは企業や自治体の組織目標や成果に良い影響を与えるだけでなく、女性の管理職志向を高めることにもつながり、ひいてはすべての人の働きやすい職場づくりに寄与すると考えます。

図表 3-1-3 生活時間



資料：平成27年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

ふだんの平日の生活時間を聞いたところ、“仕事・学業に費やす時間”では、「8時間以上12時間未満」(33.6%)が3割を超えて最も高く、「12時間以上」(8.5%)と合わせると42.1%と大勢を占めています。また、“家事・育児に費やす時間”、“介護に費やす時間”、“社会活動に費やす時間”、“趣味・習い事に費やす時間”の項目ではいずれも「0分」が最も高くなっており、仕事とそれ以外の生活の調和が課題となっています。(図表 3-1-3)

指標⑤

指標の内容	現状	平成31年度	平成35年度
平日の1日のうち、仕事・学業に費やす時間が平均12時間以上の人の割合(%)	8.5% (平成27年度)	6.5%	4.5%

### 施策① 多様な働き方を支えるための育児支援

共働き世帯が増加することで、家事や子育て等について夫婦が協力して行う必要性が一層高まってきています。雇用や就業形態が多様化する中、出産・育児期における女性が仕事の継続を希望する場合に働き続けられ、子育て期の男性が育児に参画できるよう、仕事と育児を両立するための環境整備を行います。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
24	託児付き講座・セミナー等の実施	育児中の親が講座や講演会等に参加しやすいよう、託児サービスを付けた企画とする。	市長室 関係各課	拡充	単年度
25	保育所入所待機児童の解消	働きたい人が育児のために離職することなく、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	児童青少年課	拡充	中期
26	多様な保育需要に対応する保育体制の整備	多様な保育需要に対応する保育体制の充実を図るため、病後児保育、延長保育、しょうがい児保育、一時保育を更に充実する。	児童青少年課 子育て支援課	拡充	中期
27	放課後子ども総合プランの推進	保育を必要とするすべての児童を対象に、多様な居場所（学童保育所、放課後子ども教室、児童館等）を整備して充実を図り、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	児童青少年課	拡充	中期
28	子どもの総合相談窓口の開設	妊娠から出産、子育てに関する総合相談を実施し、子育て情報の提供や子育てサービスの案内、他部署と連携した支援を行う。	子育て支援課	新規	中期
29 (87)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を充実する。	健康増進課	継続	単年度

30 (88)	<b>母子保健に関する講座・セミナーの実施</b>	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	健康増進課	継続	単年度
31	<b>妊婦・乳幼児健康診査の実施</b>	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	健康増進課	継続	単年度
32	<b>ファミリー・サポートセンターの利用促進</b>	市民による相互支援活動としてファミリー・サポートセンターを充実させ、子育て支援の輪を広げる。	子育て支援課	拡充	単年度
33	<b>産後等における支援サポーターの利用促進</b>	産前・産後、または何らかの事情で、育児支援を必要とする家庭にサポーターを派遣し育児の手助けをする。	子育て支援課	継続	単年度
34	<b>児童館活動の推進</b>	地域の中における児童館の活動と、利用ニーズに対応する施策の展開を図る。	児童青少年課	継続	単年度
35	<b>発達課題やしよがいのある児童の相談支援の実施</b>	発達の課題やしよがいのある児童の保護者が相談できる窓口と、支援に関する連携体制の充実を図る。	子育て支援課 しよがいしや支援課 教育指導支援課	拡充	単年度

### 施策②多様な働き方を支えるための介護サービスの充実

これまで高齢者等の介護や看護については、家族の中でも主に女性が担ってきましたが、介護等を行っている女性自身も高齢化し、介護者の精神的・肉体的負担は増大の一途をたどっています。このような状況に対応するため、今後とも家族のレスパイト（小休止）機能をさらに充実させるなど、介護等が必要な高齢者がいる家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
36	介護サービスの利用促進	介護サービスを利用し易くするため、広報等による情報提供を強化する。また、制度の内容についても、市民に対して丁寧に説明していく。	高齢者支援課	拡充	単年度
37	介護サービス体制の整備	介護の担い手の負担を軽減するとともに、高齢者が自立した日常生活を営めるよう介護サービスを充実させる。	高齢者支援課	拡充	単年度
38	しょうがいしゃ支援の実施	介護の担い手の負担を軽減するとともに、しょうがいしゃが自立した日常生活を営めるよう支援する。	しょうがいしゃ支援課	拡充	単年度

### 施策③ワーク・ライフ・バランスの推進

企業等における生産性の向上に向けた効率的な働き方を支援し、従来の男性中心の長時間労働慣行を改善していくため、企業等へ働きかけを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて啓発や情報提供を行っていきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
39 (2) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	拡充	単年度
40 (3) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室 生涯学習課 公民館 図書館	拡充	単年度
41	ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ	従業員の長時間労働慣行の改善や育児・介護休業等の取得が進むよう、事業者に働きかける。	市長室 総務課 産業振興課	新規	中期

## 基本目標 2

差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に  
暮らせる社会（ソーシャル・インクルージョン）

### 課題（1）配偶者等からの暴力の防止

国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画（P.34～P.42）

#### 【現状と課題】

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）への対策は、男女平等・男女共同参画社会を形成していく上で非常に重要な課題となっています。国立市では、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援を実施するために、本計画内に「DV 防止法」に基づく市町村計画として「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画（DV 対策基本計画）」を策定しました。

DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その未然防止と被害者への支援に関する取組を推進し、暴力の根絶を図ることは行政としての責務です。市では DV 被害者にとって最も身近な行政主体として、今後取り組むべき課題を以下のとおり5つの視点に大別して捉えています。

#### 視点① 暴力を未然に防ぐための啓発活動の推進

DV は家庭内等の密接な人間関係性において発生する傾向があり、放置すればさらに重篤な事件に発展する危険性もあります。被害者は DV が世間に明らかになることを恐れ、また周囲の人は家庭の問題として介入が難しいと考えるなど、DV は外部から分かりづらいという構造的な問題があります。また、デート DV（交際相手からの暴力）等の問題を含め、若年者層や高齢者層への重点的な啓発も重要です。さらに暴力には殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれます。身体的暴力以外の暴力については被害者・加害者ともに暴力としての認識が希薄であるため、DV を未然に防ぐためにも継続的な啓発活動が必要となります。



## 視点② DV 被害者の相談支援体制の強化

DV 被害者の相談支援には、DV 相談のほか、生活保護に関する相談、子育て相談、法律相談等の様々な相談支援が必要となります。このため被害者が繰り返し窓口で相談する必要性が生じるなど、相談支援員間での連携や情報共有について課題が指摘されています。また、平成 27 年度市民意識調査では男性で暴力を受けたことのある人の増加も示唆されています。これまで通り女性の DV 相談を充実させるだけでなく、今後は男性や LGBT の方でも安心して相談できる体制構築を通じ、DV 被害の潜在化を防止することが重要となります。

## 視点③ DV 被害者の安全確保

DV 被害者で緊急的に保護の必要がある方は、速やかに安全な場所に保護する必要があります。国立市では独自に避難施設（シェルター）を所有していないため、東京都や民間団体等の運営する施設を利用しています。被害者とその家族の安全を確保するため、相談から保護に至るまでの過程では加害者からの追跡への対応について庁内連携を図り、適切に対応する必要があります。

## 視点④ 安心した生活を送れるようにするための自立支援

DV 被害者の多くは女性であり、被害者が主に家事労働を担っている場合には、経済的な自立も困難であるため加害者に頼らざるを得ません。また、被害者が安全確保のために避難することによって、地域や職場等との社会的なつながりも同時に途絶してしまうという問題もあります。被害者が安心・安全な生活を送るためにも、被害者のエンパワーメントの視点に立った、経済的、社会的な自立支援の継続が必要です。

## 視点⑤ DV 対策基本計画の推進体制の整備

近年、携帯電話やインターネットの普及、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力・性犯罪等は多様化・複雑化しています。DV 対策基本計画を推進していくためには、意識啓発により DV 防止施策の重要性を幅広く社会に訴えて理解を得ることはもちろん、地域における DV を根絶するために暴力を生まない社会基盤づくりを急ぎ、庁内外の関係者による連携体制を整えていく必要があります。

【参考】 配偶者や暴力等に関する説明について

#### 配偶者

DV 防止法にいう「配偶者」には、婚姻届を出していないものの事実上婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる「事実婚」）や生活の本拠を共にする者等を含むものと広く解釈されており、本計画では、さらに恋人やパートナーなど親密な間柄にある者も含めて考えています。

#### 暴力

加害者が被害者に対して一方的に行う暴力で、暴力の種類については、身体的な危害を加える暴力（身体的暴力）だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含んでいます。

##### ●精神的暴力

言葉・態度で繰り返し相手を攻撃や制限することにより、精神的に傷つける行為です。

（例）・大声で怒鳴る・暴力をふるう・殺すなどと言って脅迫する・殴るふりをしたり、壁を蹴ったりして脅す・壁に物を投げつけたり、物を壊したりして脅す・繰り返し批判したり、人格をおとしめるようなことを言ったりする・何を言っても長時間無視するなど

##### ●性的暴力

同意のない性行為や自分勝手な性的行為の強要など、人格を無視し傷つける行為です。

（例）・望まない性的な行為を強要する・避妊に協力しない・中絶を強要する・見たくないポルノ雑誌やビデオなどを無理に見せるなど

##### ●経済的暴力

経済的に困窮させたり、経済的自由を奪ったりして経済的に支配する行為です。

（例）・必要な生活費を渡さない・働いて得たお金を取り上げる・相手名義の借金をする・仕事をさせない、または仕事を無理に辞めさせる・家庭の収入を握っていて教えないなど

##### ●社会的暴力

生活や人間関係、行動に関して無視したり制限したりする。実家との付き合いや人間関係について制限する行為です。

（例）・交友関係や行動を監視したり、制限したりする・電話やメールを無断でチェックするなど

※なお、高齢者・しょうがい者虐待事案について、虐待行為が配偶者から行われた場合で高齢者・しょうがい者へ身体に対する暴力がなされているときは、高齢者・しょうがい者虐待事案であるとともにDV事案にも該当するため、関係機関と連携して適切な対応を行う必要があります。

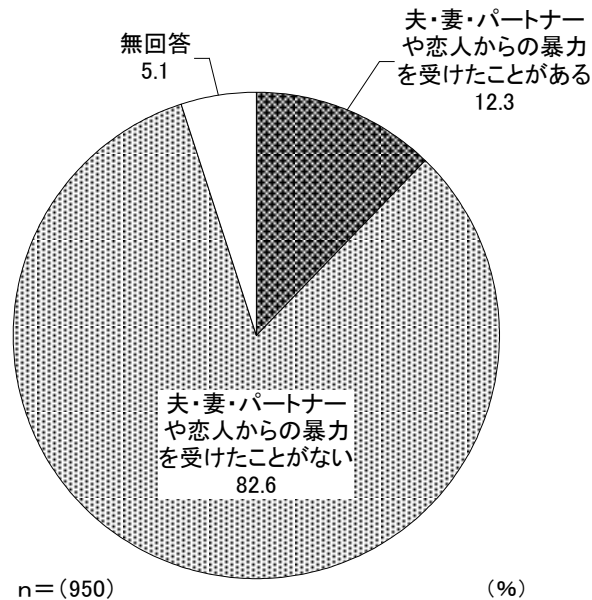
#### 子どもへの影響

直接の暴力は受けなくても、両親の間での暴力を目撃したり聞いたりする子どもは、暴力の学習、万能感と無力感、愛着障害や乖離、自尊心の低下などの暴力の影響を受けることがあります。また、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第2条第4号でも、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」を児童虐待であるとしています。

図表 3-2-1 暴力を受けた経験

問 21 夫・妻・パートナーや恋人に対する暴力（身体的・精神的・性的・経済的暴力）が問題になっています。あなたは、今までに夫・妻・パートナーや恋人からの暴力を受けた（と感じる）ことがありますか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

図 6 - 3

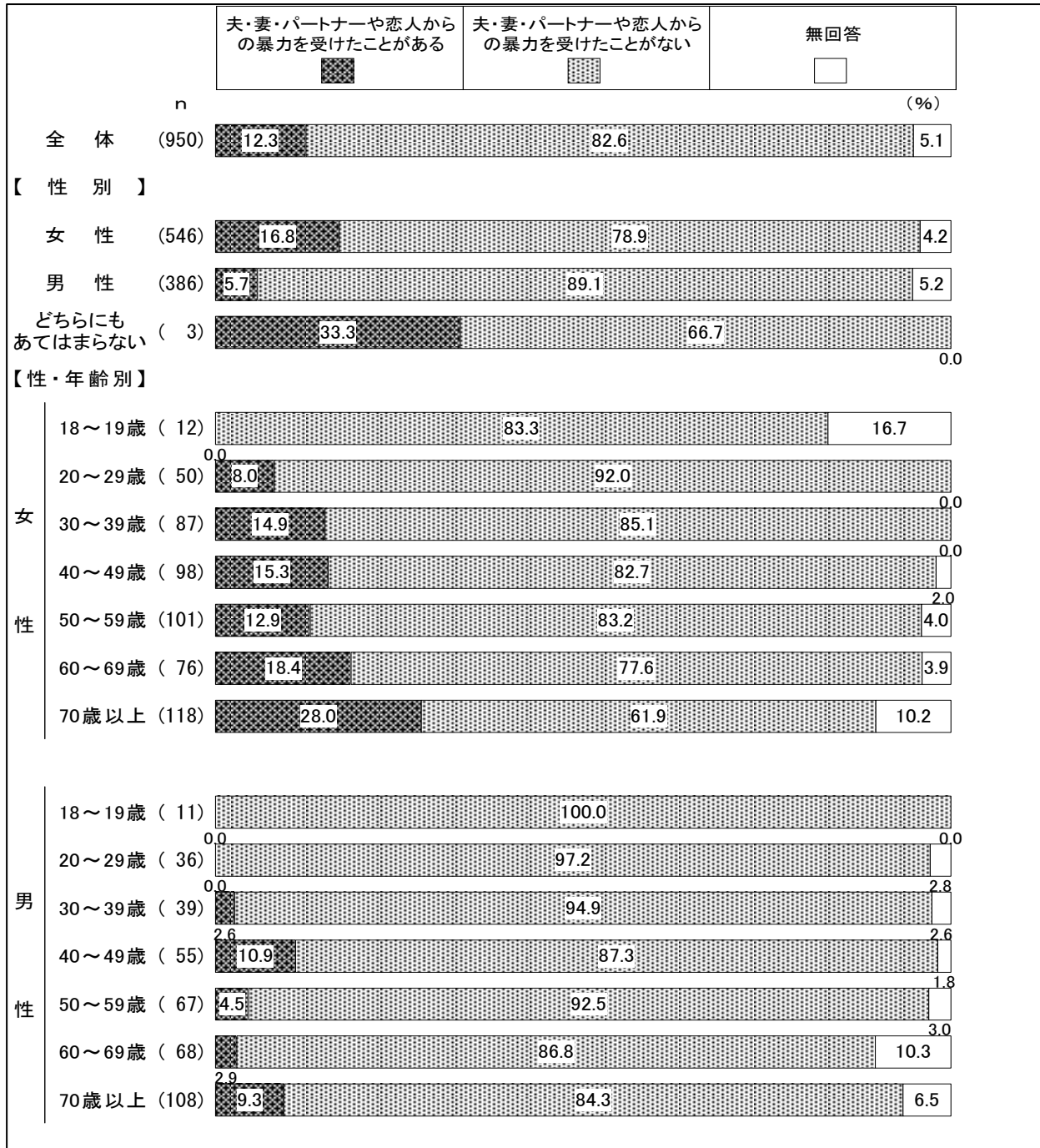


資料：平成 27 年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

夫・妻・パートナーや恋人からの暴力を受けた経験を聞いたところ、「夫・妻・パートナーや恋人からの暴力を受けたことがある」（12.3%）が1割を超えている状況にあります。（図表 3-2-1）

性別で見ると、「夫・妻・パートナーや恋人からの暴力を受けたことがある」は女性（16.8%）が男性（5.7%）より 11.1 ポイント高くなっており、男女で差が見られます。女性の年齢別では「夫・妻・パートナーや恋人からの暴力を受けたことがある」は女性 70 歳以上（28.0%）で 3 割近くと他の年代に比べ高くなっています。また、男性では全般的に女性より低いものの、40～49 歳で 10.9%、70 歳以上で 9.3%の人が「夫・妻・パートナーや恋人からの暴力を受けたことがある」と回答しています。（図表 3-2-2）

図表 3-2-2 暴力を受けた経験（性・年齢別）



資料：平成27年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

指標⑥

指標の内容	現状	平成31年度	平成35年度
DV等を受けたときに、どこにも相談しなかった（できなかった）人の割合（%）	38.5% （平成27年度）	28.0%	18.0%

### 施策①暴力を未然に防ぐための啓発活動の推進

地域における DV 防止の取組を一層充実させるため、広く市民に対して DV や DV 防止法などについての正しい知識の啓発を行っていきます。また、最近では若年者の間でおこるデート DV も問題になっていることから、デート DV 被害者の救済やデート DV を未然に防ぐための啓発や教育についても充実を図ります。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
42	<b>DV に関する意識啓発の実施</b>	DV に関する認識を高め、加害者にも被害者にもならないために、ポスター、リーフレット、啓発イベント等により意識の醸成に努める。	市長室 子育て支援課	拡充	単年度
43	<b>若年世代への DV に関する意識啓発の実施</b>	若年世代を対象にした、DV やデート DV について、イラスト等を多用した分かりやすいパンフレットの配布やイベント等による意識啓発を実施する。	市長室	新規	単年度
44	<b>関係機関（者）への研修の実施</b>	民生委員、児童委員、人権擁護委員、教員等の関係機関（者）への DV 研修の実施。	市長室	新規	中期

### 施策②DV 被害者の相談支援体制の強化

暴力被害の深刻化を防ぐために DV を早期に発見し、被害者からの相談に迅速かつ的確に対応していきます。また、庁内の関係部署をはじめ、警察等の関係機関や民間の支援団体とも連携し、被害者が安心して相談できる体制構築を図ります。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
45	<b>女性総合相談体制の整備</b>	女性の総合相談体制の構築を図り、DV 相談をはじめとして女性がワンストップで相談でき、適切な部署や関係機関、民間支援団体につなぐことのできる体制を整備する。	市長室	新規	単年度

46	<b>相談業務に関する関係機関、専門家との連携</b>	DV に関する相談について、関係部署や関係機関、専門家等と連携し、迅速な対応が実施できるよう充実を図る。	子育て支援課 市長室	拡充	単年度
47	<b>夜間相談窓口の実施</b>	開庁時間に相談できない人のために夜間の時間帯に外部専門相談員による相談窓口を実施する。	子育て支援課	拡充	単年度
48	<b>市職員向け DV 対応マニュアルの作成</b>	DV に関する市職員向け対応マニュアルを作成し、全職員に対応方法等の周知理解を図る。	市長室 子育て支援課 関係各課	新規	中期
49	<b>男性の DV 被害者への相談体制の検討</b>	DV 被害者支援は、被害者を女性に限定した支援策が一般的であるが、今後、男性被害者への相談支援方法を検討する。	市長室	検討	長期
50	<b>配偶者暴力相談支援センター機能の設置検討</b>	配偶者暴力相談支援センター機能の設置について検討する。	市長室 子育て支援課	検討	中期

### 施策③DV 被害者の安全確保

DV 被害者とその子どもの安全確保は最優先となる課題であり、引き続き一時保護を行う民間施設等とも連携しながら安全かつ迅速な対応を図ります。また、加害者からの追跡への対応等についても、庁内の連携体制の構築を図ることで適切に対応していきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
51	<b>女性等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援</b>	暴力を受け、身体等の安全を確保する必要がある女性等に対して、保護施設を確保し、一時的に宿泊施設等に保護するための支援をする。	子育て支援課	継続	単年度
52 (83)	<b>被害者情報及び支援情報の保護</b>	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室 子育て支援課 市民課 関係各課	拡充	単年度

53	<b>加害者からの追及を免れるための被害者情報保護を目的とした庁内連携体制の構築</b>	被害者に対する加害者の追及が巧妙化しており、被害者の居所情報が漏洩しないよう庁内連携を強化する。また加害者来庁時の被害者と市職員の安全を確保する。	市長室 子育て支援課 関係各課	新規	単年度
----	--	---	-----------------------	----	-----

#### 施策④ 安心した生活を送れるようにするための自立支援

DV 被害者の置かれている状況は一人ひとり異なることから、個別の事情に合わせたケアや支援が必要です。生活支援や就労支援、その他の法的な支援等について、関係部署や関係機関が被害者の置かれた立場を理解し、相互に連携を図りながら被害者が地域で安心して生活を送ることができるための支援を行っていきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
54	<b>被害者の個別の状況に合わせた支援施策の実施</b>	被害者の個別の状況に合わせ、相談員による同行支援等を通して自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課	拡充	単年度
55	<b>被害者の精神的なケアの実施と機関連携</b>	被害者の心理的な支援として、カウンセリングの実施や医療機関の情報提供及び連携等を図る。	子育て支援課	拡充	中期
56	<b>子どもの自立支援施策の充実</b>	DV の目撃等は児童虐待であり、関係機関とも連携し、心のケアや自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課 教育指導支援課 福祉総務課	拡充	単年度
57	<b>弁護士による法律相談の実施</b>	保護命令や離婚、養育費、面会交流等の法的な問題について、市の無料法律相談や法テラス等の外部機関の情報提供を行う。	生活コミュニティ課 子育て支援課	拡充	単年度
58	<b>就労支援による経済的な自立にむけた支援の実施</b>	ハローワーク等と連携した出張相談窓口の実施や、カウンセラーによる職業相談等を行う。	子育て支援課	拡充	単年度
59	<b>ひとり親家庭の自立のための支援サービスや貸付等の実施</b>	ひとり親家庭に対し、資格取得時の生活費、住宅費、ホームヘルプサービス、その他自立に必要な資金の貸付・給付等を実施する。	子育て支援課	継続	単年度

## 施策⑤ DV 対策基本計画の推進体制の整備

実効性のある DV 施策を推進していくためには関係部署との連携が必要不可欠であり、引き続き「配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会」を開催するとともに、新たに DV 担当を各課に配置します。また外部機関との連携・協力が重要であるため、今後とも警察や民間支援団体等と連携・協力して被害者支援に取り組んでいきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
60	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会の開催	被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うため、関係部署の連携及び必要な情報の共有を行う。	市長室	拡充	単年度
61	関係機関との連携強化	暴力で緊急避難してきた女性等への支援を充実させるため、配偶者暴力相談支援センター、警察署、児童相談所、保健所、病院、民生委員等と情報交換を始めとするネットワークづくりを行う。	市長室	拡充	中期
62	危機管理マニュアルの整備	DV 加害者への対応等を含め、危機管理マニュアルを整備する。	総務課	新規	長期
63	DV 対応マニュアルに沿った訓練の実施	DV 対応マニュアルをもとに、庁内で加害者からの追及に対応するための訓練をシミュレーションを交えて実施する。	市長室 子育て支援課 関係各課	新規	中期
64	関係各課への DV 担当の配置	各課に DV 担当を配置し、被害者支援や加害者対応に関する情報共有や連携体制を構築する。	市長室 子育て支援課 関係各課	新規	単年度
65	安全対策の強化	相談室の場所や出入口における安全面を配慮するとともに、非常ベル整備等の対策を行う。	総務課	拡充	長期
66	民間支援団体との連携	DV 支援に取り組んでいる民間の支援団体と定期的な連絡会を行うなどの連携を図る。	市長室 子育て支援課	拡充	単年度
67	施策の推進に関する調査・研究	DV 関連の新たな課題について調査研究を行い、施策へ反映させる。	市長室 子育て支援課	新規	長期



## 課題（2）国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等 が安心して暮らせる環境の整備

### 【現状と課題】

現在、市がすべての政策の基盤としている「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の理念からも、性別にかかわらず、すべての人がお互いに目配りしながら社会の一員として認め合い、しょうがいや国籍等により孤立させたり排除したりすることなく、安心して健康で文化的な生活を送ることのできる社会を実現することが重要です。

これまでの福祉制度は高齢者、しょうがいしゃ、児童といった特定の分野ごとに展開されており、対象者が制度の狭間に陥ってしまったり、複合的な課題に対応できなかつたりするケースも見受けられました。また近年、女性や子どもの貧困がクローズアップされており、特に若年層や高齢者層における貧困は大きな問題となりつつあり、これは市が目指している男女共同参画社会を阻害する要因となるものです。市ではこうした状況を改善するため、平成 26 年度に福祉総合相談「ふくふく窓口」を開設し、福祉や貧困（生活困窮）に関する相談のワンストップサービスを実施してきました。

今後、複合的な要因による困難並びに複合差別の実態把握を行い、生きづらさの解消に向けて取組を推進していきます。また、相談体制の充実を図っていくことで、複合的な要因により困難を抱えた女性等が地域で安心して生活することができるよう、相談時から支援者が本人に寄り添い、本人のエンパワメントを意識しながら課題の解決を目指して支援を行っていきます。

### 指標⑦

指標の内容	現 状	平成 31 年度	平成 35 年度
市内における女性の相談支援拠点（アクセスポイント）の箇所数（民間含む）」 （箇所）	1 箇所 （平成 27 年度）	3 箇所	5 箇所

### 施策①複合的な要因による女性等の困難解消に向けた取組

女性等が複合的な要因により困難に直面しているとき、現実には女性等が自ら支援を求めることは難しい場合も多く、現在世間で認識されている事案は氷山の一角であると考えられます。このため、今後はしょうがいや国籍等による複合差別の実態を把握し、対象者のニーズに応じた個別的な支援を検討する必要があります。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
68	複合差別の実態把握	複合的な要因により困難が生じている事案を把握し、支援につなげるために必要な施策を検討する。	市長室	新規	中期
69	しょうがいの複合的な困難への配慮	しょうがいのある女性等が複合的な要因により困難な状況に置かれる場合には適切な配慮を行う。	しょうがい支援課	拡充	中期
70	外国人市民の複合的な困難への配慮	言語や文化等、外国人市民の複合的な課題を把握し、支援に向けた施策を検討、実施する。	公民館 生活コミュニティ課	拡充	中期
71	女性相談・支援の実施	支援が必要な女性に対して総合的に相談支援を行い、自立に向けたエンパワーメントを促す。	子育て支援課	拡充	単年度
72	福祉総合相談窓口事業の実施	複合的な課題を持つ相談に対応し、適切な部署や機関につなぎ、支援を図る。	福祉総務課 子育て支援課	拡充	単年度

### 施策②経済的に困窮している女性への支援

ひとり親家庭が抱える悩みを解決するための相談や生活資金貸付事業を充実し、生活の安定と充実を図ります。また、医療費の自己負担分の助成、中学生以下の子どもがいる家庭へのホームヘルパーの派遣、住宅費の助成等により生活を支援していきます。さらに、ひとり親家庭の母親が就労するために必要な教育訓練の支援を行っていきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
73	相談・生活資金貸付事業の実施	母子・父子家庭が抱える悩みを解決するための相談・生活資金貸付事業を充実し、生活の安定と向上を図る。	子育て支援課 福祉総務課	継続	単年度
74	医療費助成事業の推進	ひとり親家庭の保健向上のため、医療費の助成事業を継続する。	子育て支援課	継続	単年度
75	ひとり親家庭の自立のための支援サービスの実施	ひとり親家庭の方に対し、住宅費の一部の助成やホームヘルプサービス等を実施し、自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課	継続	単年度
76	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	ひとり親の方や女性が経済的に自立するために必要な資金の貸付を行う。	子育て支援課	継続	単年度
77	母子家庭自立支援教育訓練給付事業の利用促進	母子家庭で就業意欲のある母親を対象に、技能や能力を高めるための教育訓練を支援する。	子育て支援課	継続	単年度
78	生活困窮者自立支援事業の実施	生活に困窮する女性等に対し、住居確保給付金や就労支援、家計相談等により自立支援を行う。	福祉総務課	拡充	単年度
79	支援を要する生活困窮者の早期発見	税の滞納者に支援を要する生活困窮者を発見した場合、適切な部署と連携を行い、支援につなげる。	収納課 福祉総務課	新規	単年度
80 (16)	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について、調査検討する。	市長室 総務課 産業振興課	新規	中期

## 課題（3）男女平等を阻害する要因の解消

### 【現状と課題】

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント（いわゆる「セクハラ」）、ストーカー、そしてリベンジポルノ等は、個人の尊厳や名誉、プライバシーを侵害する重大な人権問題であり、ときにはさらに重大な事件に発展するおそれもある、男女平等・男女共同参画を実現する上で大きな阻害要因となる行為です。セクハラは、性的な行動だけでなく性的な発言も含まれるものであり、職場等における性差別や職務上の上下関係がその根底にあると言えます。このため、職場等におけるセクハラは、すべての人が各々の立場から考えるとともに、自らの責任を自覚してセクハラの防止に取り組んでいくことが重要となります。なお、2007（平成19）年4月の改正男女雇用機会均等法において、それまで女性労働者に限定していたセクハラの規定を男性にも適用し、セクハラは女性だけでなくすべての人に対して成立する人権侵害行為となりました。

引き続き、職場だけでなく、教育現場や地域活動の場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために啓発活動を行うとともに、ストーカー行為等による被害者の安全確保のため、警察等の関係機関とも連携を行い、被害者情報の保護等について必要な取組を進めていきます。

※厚生労働省の指針では、セクハラを次の二つのタイプに分けています。

#### 対価型セクシュアル・ハラスメント

職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる行為。

- 事業主が性的な関係を要求したが拒否されたので解雇する
- 人事考課などを条件に性的な関係を求める
- 職場内での性的な発言に対し抗議した者を配置転換する
- 学校で教師などの立場を利用し学生に性的関係を求める
- 性的な好みで雇用上の待遇に差をつけるなど

#### 環境型セクシュアル・ハラスメント

性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為。

- 性的な話題をしばしば口にする
- 恋愛経験を執ように尋ねる
- 宴会で男性に裸踊りを強要する
- 特に用事もないのに執ようにメールを送る
- 私生活に関する噂などを意図的に流すなど

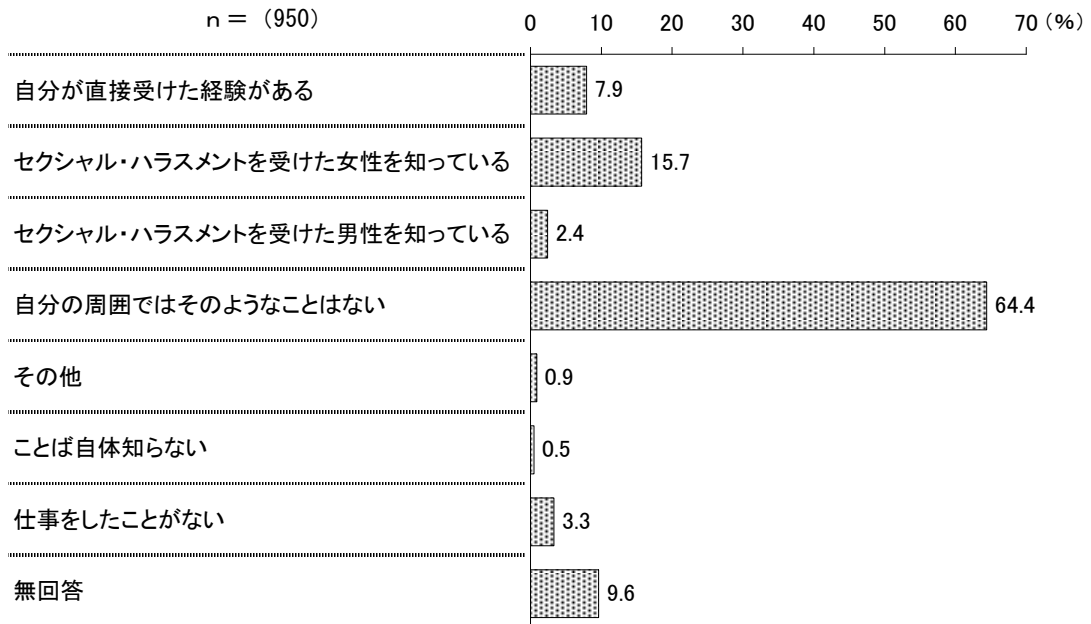
出典：企業における人権研修シリーズ セクシュアル・ハラスメント

企画制作者：法務省人権擁護局、全国人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター

図表 3-2-3 セクシュアル・ハラスメントを受けたり見聞きした経験

問 23 あなたは、職場や仕事上でセクシュアル・ハラスメント（立場を利用した性的関係の強要から、ヌードポスターの掲示等就業環境を損なうものまで）を受けたり、見聞きした経験がありますか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

図 6-30



資料：平成 27 年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

セクシュアル・ハラスメントを受けたり見聞きしたりした経験を聞いたところ、「自分の周囲ではそのようなことはない」（64.4%）が6割半ばで最も高く、次いで、「セクシュアル・ハラスメントを受けた女性を知っている」（15.7%）、「自分が直接受けた経験がある」（7.9%）などの順となっています。（図表 3-2-3）

※ここでは「セクシュアル・ハラスメント」と同じ意味で、調査内容に準じて「セクシャル・ハラスメント」という言葉を使用しています。

### 指標⑧

指標の内容	現 状	平成 31 年度	平成 35 年度
セクシュアル・ハラスメントを直接受けた経験がある、または受けた人を知っていると回答した人の割合 (%)	26.0% (平成 27 年度)	23.5%	21.0%

### 施策①セクシュアル・ハラスメント等への対策

職場等におけるセクシュアル・ハラスメント等への対策として、セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であるという意識を人権尊重の視点に立って啓発していきます。市民や企業等に対して、被害者が安心して相談できる窓口やセクシュアル・ハラスメントの防止策について情報提供を行うとともに、他行政機関等とも連携して対応していきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
81	セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供	市民や事業者に対してセクシュアル・ハラスメントに関するセミナーや講演会の情報をチラシやパンフレット等で周知する。	産業振興課	継続	単年度
82	セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介	セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口について、必要な情報提供を行う。	産業振興課 市長室	継続	単年度

### 施策②ストーカー等の暴力への対策

ストーカー事案の被害者だけでなく加害者にもならないようにするため、警察等の関係機関とも連携して予防啓発に努めます。また、ストーカー等の暴力への具体的な対策として、被害者情報を適切に保護し、警察や関係機関とも連携して相談機関等の情報提供を行うことで、被害者の安全確保に向けて迅速かつ切れ目のない支援を行います。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
83 (52)	被害者情報及び支援情報の保護	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室 子育て支援課 市民課 関係各課	拡充	単年度
84	ストーカー等の暴力被害の相談機関との連携	ストーカー等の暴力被害者の相談に対し、警察と連携し、必要な情報提供を行う。	福祉総務課	拡充	単年度

## 基本目標3 多様な「性」を認め合える社会

### 課題（1）性の違いに配慮した健康支援

#### 【現状と課題】

生涯を通じて男女が共に健康でいきいきと暮らしていくためには、男女の身体的性差を十分に理解し合い、お互いの人権を尊重しつつ、自分自身の健康についても積極的に関心を持つことで、自らのこころと身体の両面で健康保持・増進を図っていくことが重要です。

特に、女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、例えば、避妊や性感染症予防等の性に関する教育を適切に実施する、子宮がん・乳がん検診の受診率を向上させるなど、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ライフステージにおける健康状態に応じた自己管理の必要性について、一人ひとりが認識する必要があります。

こうした観点からも、今後、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った取組がさらに重要となり、すべての女性の健康を生涯にわたって支援していくため、健康に関する相談支援体制を整備するとともに、継続的かつ総合的な施策展開を図っていきます。

#### 指標⑨、⑩、⑪、⑫

指標の内容	現 状	平成 31 年度	平成 35 年度
65 歳健康寿命（東京保健所長方式 65 歳健康寿命 A による）	男性 83.06 歳 女性 85.61 歳 (平成 25 年度)		延伸
大腸がんの標準化死亡比（都を 100 とした数値）	男性 109.4 女性 120.6 (平成 24 年度)		減少
子宮がん検診の受診率（%）	15.6% (平成 24 年度)		> 都平均受診率
乳がん検診の受診率（%）	9.1% (平成 24 年度)		> 都平均受診率

### 施策①健康管理支援の充実

生活習慣病や各種がんの早期発見、早期治療のための特定健康診査の実施や、骨粗しょう症にならないための検診を充実すると共に、予防のための指導を若年層から行っていきます。その他に医師、保健師、栄養士による健康相談を実施し、生活習慣病予防や心身の健康について指導・助言を行っていきます。また、母子保健法に基づく各種保健指導、健康診査や相談サービス、子育て支援事業等の施策についてもさらなる充実に努めます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
85	健康維持や疾病等の予防施策の実施	健康維持や疾病等の予防施策を充実すると共に、健康、福祉や生活に関する情報をわかりやすく提供する。	健康増進課	拡充	単年度
86	特定健康診査、がん検診の受診率の向上	生活習慣病やがんの早期発見のため、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図る。また、女性特有のがん検診の受診率向上を図ると共に、骨粗しょう症予防のための骨量測定を実施する。	健康増進課	拡充	単年度
87 (29)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を受ける。	健康増進課	継続	単年度
88 (30)	母子保健に関する講座・セミナーの実施	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	健康増進課	継続	単年度
89	母子健康診査の実施	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	健康増進課	継続	単年度



### 施策②性の尊重に関する啓発

性の尊重についての正しい知識を社会全体で醸成することに努め、性の商品化・買売春・援助交際等の人格軽視の風潮に対し、これを容認しない意識の形成を目指していきます。また、巧妙な誘いや安易な気持ちによる薬物使用への対策、性感染症に対しての正しい知識の普及、性に関する相談窓口の充実に努めます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
90	薬物・性感染症に対する、正しい知識の普及啓発の充実	巧妙な誘いや安易な気持ちによる薬物使用、また性感染症に対して、ポスターや小冊子により正しい知識を普及する。	健康増進課	継続	単年度
91	性に関する相談窓口の充実	学校教育における児童・生徒に対して相談しやすい環境を整えると共に、スクールカウンセラーによる相談や保健室の機能、子どもホームページなどを活用し、適切な支援を行っていく。また、市民からの性に関する相談に対しても適切に対応していく。	教育指導支援課 子育て支援課 健康増進課	継続	単年度

## 課題（2）LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援

### 【現状と課題】

これまで性差別における主な対象であった女性だけでなく、現代社会においてしばしば不当な扱いを受けている LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援については、男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた大きな課題の一つです。

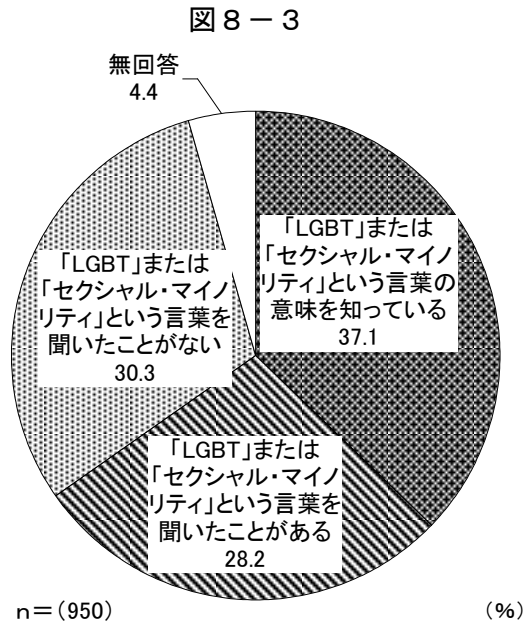
平成 15 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立して以降、性同一性障害については一定の理解が進んできたと言えます。しかし、LGBT（セクシュアル・マイノリティ）については、いまだに正確な情報・知識が行き渡らず、家庭・学校・職場・地域等で依然として多くの誤解や偏見が生じています。

平成 27 年度市民意識調査では、調査票の性別欄に「女性」・「男性」・「どちらでもない」の項目を設けたところ、回答者 950 人のうち 3 人から「どちらでもない」との回答を得ました。また「LGBT（セクシュアル・マイノリティ）」の認知度を調査したところ、「知っている」と回答した方が 4 割弱となりました。

人生のあらゆる局面で LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々が直面する固有の生きづらさについて実態を把握し、不当な扱いや根強い偏見・差別を解消するための啓発や適切な対応を行うことで、当事者やその家族が安心して生きられる社会の実現を目指していきます。

図表 3-2-1 LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の認知度

問 27 「LGBT（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉を知っていますか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。



資料：平成 27 年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

LGBT（セクシュアル・マイノリティ）という言葉を知っているか聞いたところ、「『LGBT』または『セクシュアル・マイノリティ』という言葉の意味を知っている」（37.1%）が4割近く、「『LGBT』または『セクシュアル・マイノリティ』という言葉を見たことがある」（28.2%）が3割近くとなっています。一方、「『LGBT』または『セクシュアル・マイノリティ』という言葉を見たことがない」（30.3%）は3割となっています。（図表 3-2-1）

※ここでは「セクシュアル・ハラスメント」と同じ意味で、調査内容に準じて「セクシュアル・ハラスメント」という言葉を使用しています。

### 指標⑬

指標の内容	現 状	平成 31 年度	平成 35 年度
「LGBT（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉を知っている人の割合 (%)	37.1% (平成 27 年度)	55.7%	74.2%

#### \* LGBT（セクシュアル・マイノリティ）とは

LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）とは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の人々の総称を表す頭字語（頭文字をつづり合わせて作った言葉）です。

### 施策①LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の理解のための啓発

市民や企業等に対し、LGBT（セクシュアル・マイノリティ）への理解を深め、生き方の違いを認め尊重することができる社会の実現に向けて、啓発活動や情報提供を積極的に行っていきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
92 (2) (39)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	拡充	単年度
93 (3) (40)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室 生涯学習課 公民館 図書館	拡充	単年度

### 施策②庁内のLGBT（セクシュアル・マイノリティ）研修等の実施

LGBT（セクシュアル・マイノリティ）に関する市職員向け研修を定期的実施し、職員全員が理解と対応ができるよう進めます。また、LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の方が抱える課題を把握するための調査を実施します。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
94	LGBTを理解するための研修の実施	LGBTを理解し、業務において配慮を行えるよう研修を実施する。	市長室	新規	単年度
95	LGBTに関する理解についてグッズにより周知	LGBTの方が市のサービスを受けやすいように、LGBTの研修を修了した市職員は性的マイノリティを表現するレインボーをモチーフとしたバッジを身につける。	市長室	新規	単年度
96	LGBTの方が直面する課題の調査・検討	多様な性のあり方に対して、LGBTの方が抱える課題とニーズを把握し、相談窓口の設置等も含めて検討する。	市長室	検討	中期

## 基本目標 4 計画の効率的な推進体制の確立

### 課題（1）計画の推進体制の強化

#### 【現状と課題】

男女平等・男女共同参画の理念は、行政のあらゆる分野における施策・事業に密接に関連しています。本計画を長期的かつ効率的に推進していくためには、庁内の各部署の施策について総合的・横断的に取り組むと共に、本計画における各事業を確実に執行し、結果を検証するための体制整備を行う必要があります。

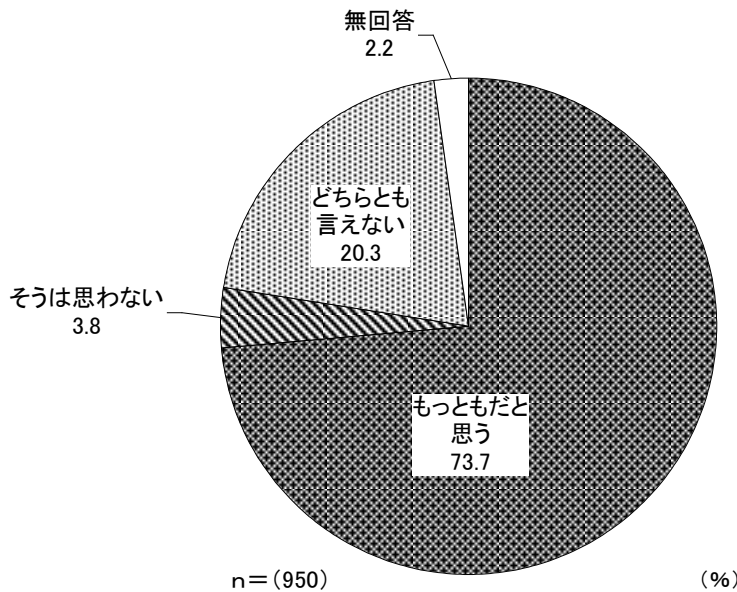
平成 26 年度に行った「国立市第四次男女平等推進計画」の進捗状況の点検・評価では、計画の進捗状況に関するチェック機能が十分に果たされていなかったとの指摘がありました。また、10 年という長期に渡る計画期間の中で、社会情勢や庁内組織の変化による影響、そして国立市男女平等推進市民委員会からの意見等を含め、必要な変更を計画へ柔軟に反映することが困難なシステムであったことなど、「国立市第四次男女平等推進計画」の推進体制には課題が残りました。

今後、本計画の推進体制をさらに強化し、安定的かつ継続的な計画推進を図っていくことが重要となります。

図表 3-4-1 基本的人権の侵害についての考え方

問 20 年齢、性別、性的指向（異性愛・同性愛など）、しょうがいの有無、民族、宗教、出身部落などを理由にしたあらゆる差別は、基本的人権の侵害であり、是正されるべきだと思いますか。あてはまる番号に1つ〇をつけてください。

図 6 - 1

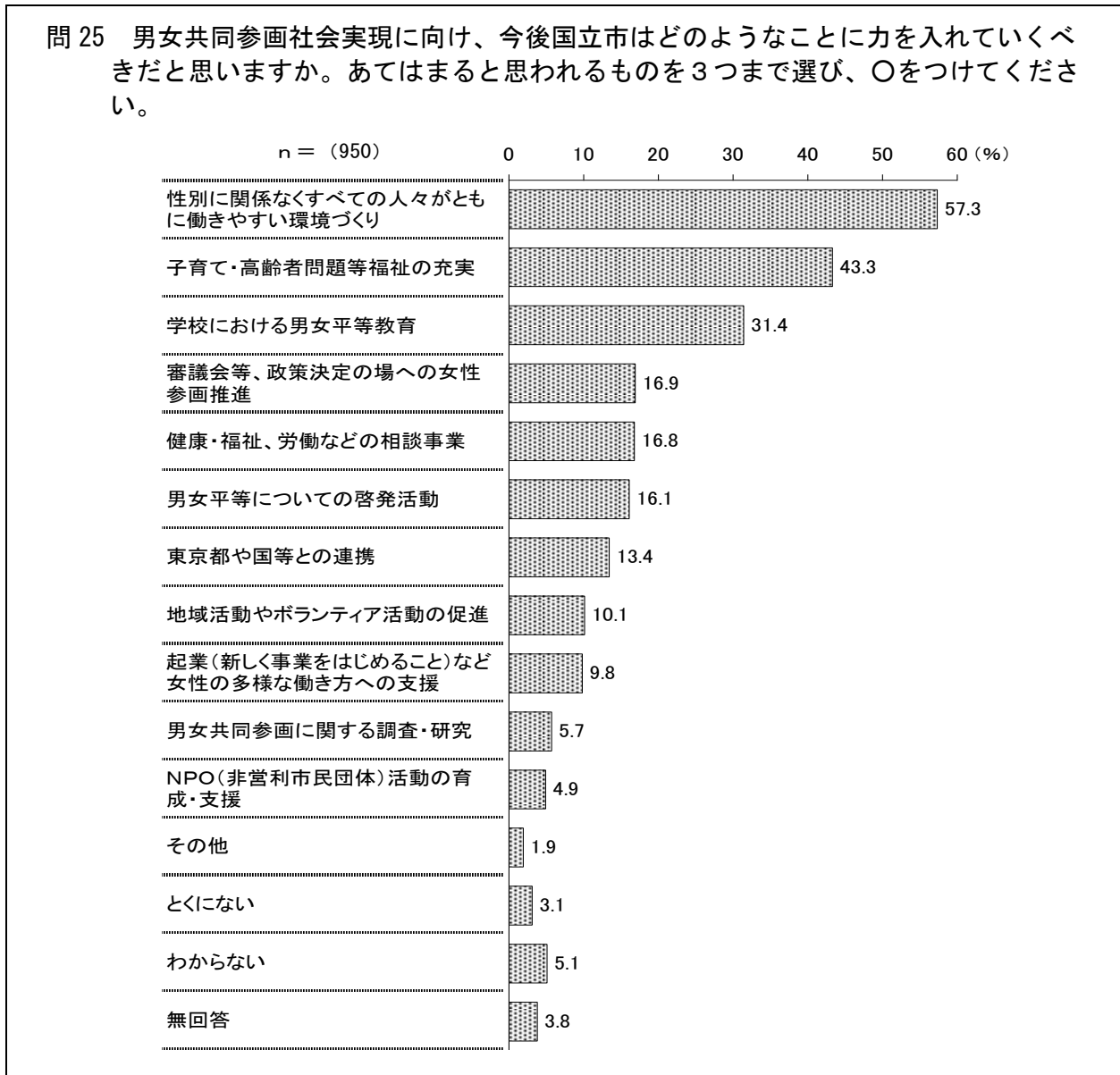


資料：平成 27 年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

基本的人権の侵害についての考え方を聞いたところ、「もっともだと思ふ」（73.7%）が7割を超え、「そうは思わない」（3.8%）が1割未満、「どちらとも言えない」（20.3%）は2割となっています。（図表 3-4-1）

また、男女共同参画社会実現に向け、今後国立市はどのようなことに力を入れていくべきか聞いたところ、「性別に関係なくすべての人々がともに働きやすい環境づくり」（57.3%）が6割近くで最も高く、次いで、「子育て・高齢者問題等福祉の充実」（43.3%）、「学校における男女平等教育」（31.4%）などの順となっています。（図表 3-4-2）

図表 3-4-2 国立市の男女共同参画推進施策



資料：平成 27 年度男女平等及び人権に関する市民意識調査

指標⑭、⑮、⑯

指標の内容	現 状	平成 31 年度	平成 35 年度
男女の役割が平等だと思う市民の割合 (%)	43.6% (平成 26 年度)	48.0%	53.0%
社会参画機会の男女比が適切だと思う市民の割合 (%)	28.2% (平成 26 年度)	32.0%	36.0%
あらゆる差別は基本的人権の侵害であり、是正されるべきだと思う市民の割合 (%)	73.7% (平成 27 年度)	84.0%	95.0%

**施策① 計画の執行管理体制の整備**

計画の実効性を担保するため、長期的な視点をもってあらかじめ状況の変化等に柔軟に対応できる体制整備が必要になります。そのためには業務改善手法である「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のPDCAサイクルを取り入れた計画の執行管理体制が有効です。計画運用後の計画の見直しと軌道修正の権限を国立市男女平等推進会議に付与するとともに、計画の執行責任の所在を明確に位置づけます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
97	<b>本計画の点検・評価と執行管理</b>	毎年、所管課が計画の進捗状況の自己点検を行い、評価シートを記入する。また、男女平等推進会議が評価シートをもとに計画の執行管理を行う。	市長室	拡充	単年度
98	<b>男女平等推進会議の機能強化</b>	計画達成に問題が生じた場合、計画事業、計画目標、計画期間等の変更を提案できる。	市長室	拡充	中期
99	<b>男女平等・男女共同参画推進担当の配置</b>	計画事業点検や庁内調整等を行うため、男女平等・男女共同参画を推進する担当者（DV 担当兼務）を各課に配置する。	市長室	新規	中期

**施策② 市民の視点に立った男女平等・男女共同参画の推進**

市民の意見を取り入れる機会をできるだけ多く設け、計画の進捗状況に合わせて顕在化した課題や市民ニーズを中長期的なビジョンに反映させていきます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
100	<b>男女平等推進市民委員会の設置</b>	市民と有識者からなる委員会を定期的に実施し、本計画の進捗状況の点検・評価及び計画の見直しを行う。	市長室	継続	中期
101	<b>男女平等・男女共同参画に関する実態と意識の調査</b>	市民の実態と意識を調査し、男女平等・男女共同参画施策を効果的に推進する。	市長室	継続	中期



### 施策③男女平等・男女共同参画を推進するための基盤の整備

男女平等・男女共同参画施策を継続的に推進し、施策の実効性を高めるためには、条例や計画などの基盤整備が重要です。今後、市の目指す男女共同参画社会のビジョンを条例として明らかにするとともに、施策をさらに効果的に推進していくため「（仮称）男女平等・男女共同参画推進センター」機能の検討を行います。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
102	<b>(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例の制定</b>	男女平等と共同参画社会の実現に向けて、（仮称）男女平等・男女共同参画推進条例を制定する。	市長室	新規	単年度
103	<b>(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討</b>	男女平等・男女共同参画施策推進の拠点としての（仮称）男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討を行う。	市長室	検討	中期

## 課題（2）市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり

### 【現状と課題】

男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するためには、市の組織や体制を強化・整備するだけでなく、市の職員一人ひとりが男女平等・男女共同参画施策の意義等に対する理解を深めるとともに、施策や事業の企画立案から実施段階まで男女平等・男女共同参画の視点を反映させていく必要があります。市政を担う職員数の状況について、平成 27 年 4 月 1 日時点の全職員数における女性の割合は全体の 39.4%（女性 179 人、男性 275 人）と依然として全職員に男性が占める割合が高くなっています。また、女性管理職（課長級以上）については 9.3%（54 人中 5 人）、課長補佐職・係長職については 27.5%（102 人中 28 人）と、引き続き低い水準で推移しています。

今後、市が多岐にわたる市民ニーズや様々な課題に柔軟に対応していくためにも、施策や事業の企画立案・実施だけでなく、さらに女性職員が市政に関する意思決定の場へ参画し、男女平等・男女共同参画の視点を市政に確実に反映させていくことが重要です。

### 指標⑰、⑱

指標の内容	現 状	平成 31 年度	平成 35 年度
市の男性職員の育児休業取得率（%）	0% (平成 26 年度)	13%	20%
市の職員の年次有給休暇取得率（%）	55.0% (平成 26 年度)	65%	75%

### 施策①男女平等・男女共同参画に関する市職員の啓発

男女平等・男女共同参画社会を実現するうえで、地方自治体の果たす役割は大きなものであると言えます。市職員一人ひとりが男女平等・男女共同参画の意識を持ち、企画立案から実施、評価に至るまで、市政のあらゆる分野において男女平等・男女共同参画の視点を反映していくために、市職員に対して研修やセミナー等を実施し、担当部署だけでなく関係各課との連携を図りながら施策の推進に取り組めます。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
104	市職員への本計画の周知	市職員一人ひとりが男女平等の視点に立って業務に取り組むため、本計画を周知する。	市長室	新規	単年度
105	市職員の男女平等の視点による行政文書の作成	行政の文書等を男女平等の視点で点検、確認し、「ガイドライン」を作成し、指導する。	市長室	拡充	単年度
106	市職員への男女平等・男女共同参画意識の醸成を図るため、職員研修の充実	市職員の男女平等・男女共同参画意識の醸成を図るため、職員研修を充実させる。	職員課	拡充	単年度
107 (1)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等について、各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	新規	単年度
108	男女平等・男女共同参画視点による計画の策定	各課の計画策定の際、男女平等・男女共同参画の視点で検討を行う。	市長室 関係各課	新規	長期

### 施策②庁内における男女平等・男女共同参画の促進

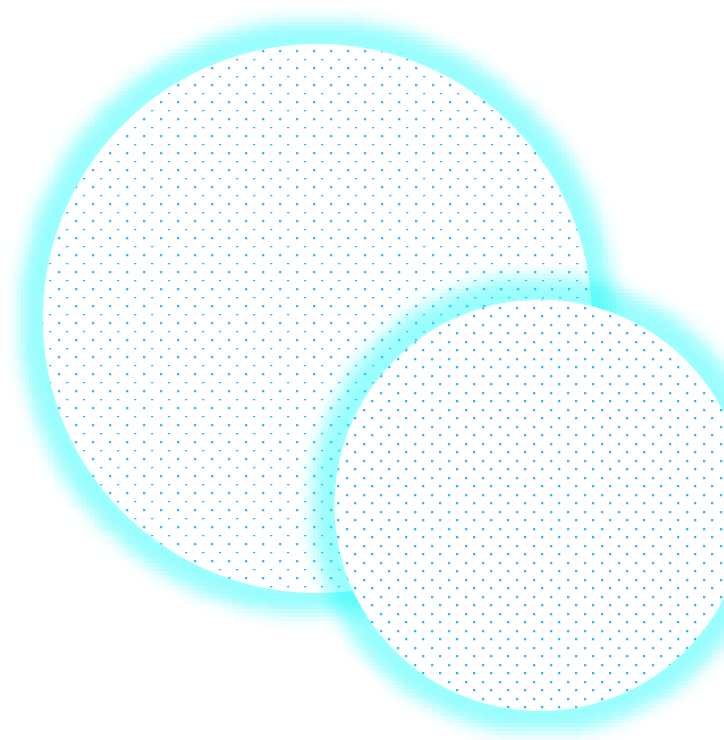
男女平等・男女共同参画の実現を目指し、やりがいのある仕事、安心して働ける職場環境を整備し、市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実践できる職場づくりを目指します。

番号	事業名	概要	主管課	区分	評価期間
109 (11)	誰もが働きやすく、管理職を目指しやすい職場づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることをないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	新規	中期
110 (23)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	新規	単年度



# 資料

---



資料1 諮問書（公印なし）

(写)

国政市発第71号  
平成27年6月8日

国立市男女平等推進市民委員会  
委員長 越智博美様

国立市長 佐藤 一夫

### 諮 問 書

国立市男女平等推進市民委員会条例第2条第1項に基づき、下記事項について貴委員会のご意見を伺いたく諮問いたします。

#### 記

##### 1. 諮問事項

「国立市第五次男女平等推進計画」の策定について

##### 2. 諮問理由

国立市では、性別にかかわらず誰もが機会の平等を保障され、豊かにいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

客観性及び透明性を確保し、社会情勢の変化などから生じた新たな課題に対応するため、上記諮問事項について貴委員会のご意見を伺うものです。

以 上

## 資料2 国立市男女平等推進市民委員会委員名簿

No.	氏 名	摘 要
1	あさみ みやこ 浅見 美弥子	有識者 (東京女子体育大学/東京女子体育短期大学教授)
2	あとバ ちさと 跡部 千慧	有識者 (一橋大学大学院生)
3 副委員長	いけだ きさき 池田 希咲	一般公募市民
4 委員長	おち ひろみ 越智 博美	有識者 (一橋大学教授)
5	しだ みほ 至田 美帆	一般公募市民
6	たにがわ ゆきこ 谷川 由起子	有識者 (特定非営利活動法人こども福祉研究所事務局長)
7	なかじま まさのり 中島 正憲	一般公募市民
8	みやはら じゅんじ 宮原 淳二	有識者 (株式会社東レ経営研究所部長)
9	むん ひよすく 文 孝淑	一般公募市民
10	よしい よしお 吉井 淑雄	一般公募市民

50 音順 敬称略

## 資料3 国立市男女平等推進市民委員会開催経過（一部省略）

回	日 程	場 所	内 容
第1回 ～ 第7回	平成26年11月18日 ～ 平成27年5月14日	—	第四次男女平等推進計画の進捗状況の 点検・評価について
第8回	平成27年6月8日	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問事項の送付</li> <li>・委員会の進め方について</li> <li>・計画の基本方針について</li> </ul>
第9回	平成27年7月16日	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本方針について</li> <li>・市職員と意見交換会の実施について</li> <li>・各施策について</li> </ul>
第10回	平成27年8月11日	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員と意見交換会の実施について</li> <li>・各施策について</li> </ul>
意見交換会	平成27年8月19日	市民総合体育館 第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員と市職員との意見交換</li> <li>・防災、DV、女性活躍促進について</li> <li>・計画の推進体制について</li> </ul>
第11回	平成26年9月29日	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念について</li> <li>・各施策について</li> <li>・DV対策基本計画について</li> </ul>
第12回	平成27年10月14日	第3・4会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識調査の結果について</li> <li>・施策の体系と重要課題について</li> <li>・計画の骨子について</li> </ul>
第13回	平成27年11月11日	第3・4会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子について</li> <li>・重要課題について</li> <li>・新たな施策事業について</li> </ul>
第14回	平成27年12月2日	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングの役割について</li> <li>・計画の素案について</li> <li>・重要施策について</li> </ul>



回	日程	場所	内容
タウンミーティング	平成27年12月15日	南区公会堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要説明</li> <li>意見交換</li> </ul>
	平成27年12月18日	北市民プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要説明</li> <li>意見交換</li> </ul>
	平成27年12月19日	第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要説明</li> <li>意見交換</li> </ul>
	平成27年12月19日	公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>概要説明</li> <li>意見交換</li> </ul>
第15回	平成28年1月21日	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>タウンミーティング及びパブリックコメントの結果</li> <li>計画の素案について</li> </ul>
第16回	平成28年3月16日	第1・2会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の素案について</li> </ul>

資料4 課題に対する指標一覧

目標 指標	指標の内容	現 状	平成31年度	平成35年度	根拠・理由
<b>基本目標 1</b>					
①	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」という人の割合(%)	56.6% (平成27年度)	65.6%	74.6%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・社会経済情勢の変化を考慮し、前回調査(平成22年実施)からの増加率(6%)の1.5倍(9%)を4年ごとに加算する。
②	市が所管する審議会等のうち、性別比率が男女ともに30%以上になっている審議会等の割合(%)	42.0% (平成27年度)	66.0%	90.0%	・過去3か年の平均年間伸び率(6.25%≒6%)を1年ごとに加算する。
③	男性の育児休業取得率(%)	5.5% (平成27年度)	13.0%	20.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・国の平成32年における目標値(H32年に13.0%)と市の現状値との差(7.5%≒7%)を4年ごとに加算する。
④	市防災会議の委員に占める女性の割合(%)	12.0% (平成27年度)	21.0%	30.0%	・現状(12.0%)と国の目標値(平成32年度に30%)を参考に、その差(18%)の半分(9%)を4年ごとに加算する。
⑤	平日の1日のうち、仕事・学業に費やす時間が平均12時間以上の人の割合(%)	8.5% (平成27年度)	6.5%	4.5%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・国の目標値(平成32年に5.0%)を参考に、現状値のおおよそ半減を目標とする。
<b>基本目標 2</b>					
⑥	DV等を受けたときに、どこにも相談しなかった(できなかった)人の割合(%)	38.5% (平成27年度)	28.0%	18.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・潜在的ニーズに対し、実際に対象者を捕捉できている割合を示すもの。 ・女性の相談支援を拡充させていくに伴い、4年で1割減(年2.5%)の割合で減少させる。
⑦	市内における女性の相談支援拠点(アクセスポイント)の箇所数(民間含む)箇所	1箇所 (平成27年度)	3箇所	5箇所	・当該年度における拠点(稼働中のもの)の数を示すもの。 ・女性の自立支援には、相談・アクセスしやすい相談支援体制が重要となる。
⑧	セクシュアル・ハラスメントを直接受けた経験がある、または受けた人を知っていると回答した人の割合(%)	26.0% (平成27年度)	23.5%	21.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・前回調査比較では若干増加傾向にあるが、今後、4年で現状値のおおよそ1割減(年2.5%)の割合で減少させる。
<b>基本目標 3</b>					
⑨	65歳健康寿命(東京保健所長方式65歳健康寿命Aによる)	男性83.06歳 女性85.61歳 (平成25年度)	延伸		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑩	大腸がんの標準化死亡率(都を100とした数値)	男性109.4 女性120.6 (平成24年度)	減少		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑪	子宮がん検診の受診率(%)	15.6% (平成24年度)	>都平均受診率		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑫	乳がん検診の受診率(%)	9.1% (平成24年度)	>都平均受診率		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑬	「LGBT(セクシャル・マイノリティ)」という言葉を知っている人の割合(%)	37.1% (平成27年度)	55.7%	74.2%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目(平成27年度新設)による。 ・社会情勢(近年における認知度の向上)を考慮し、4年で1.5倍、8年で2倍を目標とする。
<b>基本目標 4</b>					
⑭	男女の役割が平等だと思う市民の割合(%)	43.6% (平成26年度)	48.0%	53.0%	・「国立市市民意識調査」の項目による。 ・現状値と過去4年間の平均値(38.9%)との差(4.7%≒5%)を4年ごとに加算する。
⑮	社会参画機会の男女比が適切だと思う市民の割合(%)	28.2% (平成26年度)	32.0%	36.0%	・「国立市市民意識調査」の項目による。 ・ここ数年は数値が減少傾向にあるため、直近5年間の最高値(35.0%)と平均値(31.2%)の差(3.8%≒4%)を4年ごとに加算する。
⑯	あらゆる差別は基本的人権の侵害であり、是正されるべきだと思う市民の割合(%)	73.7% (平成27年度)	84.0%	95.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目(平成27年度新設)による。 ・8年後に95%となるよう、4年でおおよそ11%(年2.7%)の割合で増加させる。
⑰	市の男性職員の育児休業取得率(%)	0% (平成26年度)	13.0%	20.0%	・国の平成32年における目標値(H32年に13.0%)と整合を図っており、平成35年度は平成31年度の1.5倍を目標とする。 ・平成26年度は19人対象者がいたが、取得者は0人であった。
⑱	市の職員の年次有給休暇取得率(%)	55.0% (平成26年度)	65.0%	75.0%	・直近の数値(約11日/20日)と特定事業主行動計画に定める目標値(平成31年度に13日/20日)及び国の目標値(平成32年に70%)を参考に、その差(10%)を4年ごとに加算する。

## 資料5 国立市男女平等推進市民委員会条例

(昭和 61 年 3 月 28 日条例第 1 号)

最終改正：平成 26 年 3 月 28 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 国立市における男女平等推進の施策形成について協議し、その充実に資するため、国立市男女平等推進市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、男女平等推進に係る事項を調査、審議し、その結果を答申する。

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもつて組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を主宰する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策経営部市長室において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 62 年 9 月 24 日条例第 17 号抄)

1 この条例は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 10 月 3 日条例第 23 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

この条例中「婦人問題市民委員会委員」を「女性問題市民委員会委員」に改める。

付 則 (平成 13 年 3 月 30 日条例第 5 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 9 月 26 日条例第 27 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 49 年 11 月国立市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

この条例中「女性問題市民委員会委員」を「男女平等推進市民委員会委員」に改める。

付 則 (平成 20 年 9 月 24 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 12 月 26 日条例第 28 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 3 月 28 日条例第 4 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料6 国立市男女平等推進会議設置要綱

(平成3年11月29日訓令(甲)第60号)  
最終改正:平成8年3月29日訓令(甲)第20号

(設置)

第1条 男女平等社会の実現をめざし、男女平等のための施策を計画的かつ総合的に推進するため、国立市男女平等推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女平等社会実現のための推進計画に関すること。
- (2) 男女平等社会実現のための施策の推進及び総合調整に関すること。
- (3) その他男女平等推進に関する必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、副市長とする。
- (2) 副委員長は、政策経営部長とする。
- (3) 委員は、別表1に掲げる職にある者とする。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、所掌事項に関係のある職員等の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進会議に付議する事案及び推進会議で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。

3 幹事会は、別表2に掲げる職にある者のほか、委員長が指名する者で構成する。

4 幹事会は、副委員長が招集し、会議を主宰する。

5 幹事会に必要に応じて部会を置くことができる。

6 副委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び幹事会の庶務は、政策経営部市長室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成3年11月29日から適用する。

2 国立市婦人関係行政連絡協議会設置要綱(昭和55年10月国立市訓令(甲)第28号)は、廃止する。

付 則(平成8年3月29日訓令(甲)第20号抄)

1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

付 則(平成8年5月1日訓令(甲)第26号)

この要綱は、平成8年5月1日から適用する。

付 則(平成13年3月30日訓令第10号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成16年5月11日訓令第23号)

この要綱は、平成16年5月11日から施行する。

付 則(平成17年6月22日訓令第20号)

この要綱は、平成17年6月22日から施行する。

付 則(平成18年6月26日訓令第27号)

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

付 則(平成19年3月29日訓令第34号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月29日訓令第52号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成19年7月24日訓令第58号)

この訓令は、平成19年7月24日から施行し、平成19年7月5日から適用する。

付 則(平成20年5月2日訓令第30号)

この訓令は、平成20年5月2日から施行し、第1条の規定による改正後の国立市男女平等推進会議設置要綱の規定(中略)は、平成20年4月1日から適用する。

付 則(平成21年3月31日訓令第36号)

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。ただし、第91条から第99条までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 (前略)第27条の規定による改正後の国立市男女平等推進会議設置要綱の規定(中略)は、平成20年11月1日から適用する。

付 則(平成22年7月9日訓令第55号)

この訓令は、平成22年7月9日から施行する。

付 則(平成25年4月1日訓令第37号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
 付 則（平成 26 年 3 月 28 日訓令第 22 号）  
 この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
 付 則（平成 26 年 6 月 19 日訓令第 43 号）

この訓令は、平成 26 年 6 月 19 日から施行し、  
 改正後の国立市男女平等推進会議設置要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

委員	行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市整備部長 まちづくり推進本部長 会計管理者 教育次長 議会事務局長 監査委員事務局長
----	--

別表 2

政策経営部 行政管理部 健康福祉部 子ども家庭部 生活環境部 都市整備部 教育委員会	収納課長 職員課長 防災安全課長 福祉総務課長 しょうがいしゃ支援課長 高齢者支援課長 地域包括ケア推進担当 課長 健康増進課長 予防・健康担当課長 児童青少年課長 子育て支援課長 生活コミュニティ課長 環境政策課長 産業振興課長 都市計画課長 教育指導支援課長 生涯学習課長 公民館長 くにたち中央図書館長 選挙管理委員会事務局長
--	--

## 資料7 女子差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

*(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)*

(採択：1979年、発効：1981年、締結・批准：1985年)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が

男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

**第1部****第1条**

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

**第2条**

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保

することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第 11 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第 12 条

締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第 14 条

締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村



の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。

締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

委員会は、手続規則を採択する。

委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 資料8 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
最終改正：  
平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

目次  
前文

第一章 総則（第一条–第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条–第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条–第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること

にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**四** 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の

委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

**附 則**（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
（職員の身分引継ぎ）

**第三条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則**（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

## 資料9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：

平成二六年四月二三日法律第二八号

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条-第五条）
第三章 被害者の保護（第六条-第九条の二）
第四章 保護命令（第十条-第二十二條）
第五章 雑則（第二十三条-第二十八條）
第五章の二 補則（第二十八條の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針



- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等  
（配偶者暴力相談支援センター）
- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。（婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
- 第三章 被害者の保護  
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合に

つては配偶者からの更なる身体に対する暴力

（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力

（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファ

- クシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談

し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項  
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又

は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の

交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と

読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二条	害者	害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
六条第一項	偶者又は配偶者であった者	条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	偶者	二十八条の二に規定する関係にある相手
十条第一項	婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部

分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 資料10 東京都男女共同参画基本条例

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条–第七条）

## 第二章 基本的施策（第八条–第十一条）

## 第三章 男女平等参画の促進（第十二条・第十三条）

## 第四章 性別による権利侵害の禁止（第十四条）

## 第五章 東京都男女平等参画審議会（第十五条–第十九条）

## 附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性

と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

## (基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会

三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

## (都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

## (都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

## (都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。



- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第二章 基本的施策

### (行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

### (普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

### (年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

## 第三章 男女平等参画の促進

### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
- 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

## 第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

## 第五章 東京都男女平等参画審議会

### (設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

- 2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

### (専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

### (委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

### (運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

資料11 国内外の主な動き（年表）

年	世界	国	国立市
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際婦人年」</li> <li>・「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)にて「世界行動計画」採択</li> <li>・1976年～85年を「国連婦人の10年」と宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題企画推進会議」設置</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択</li> </ul>		
1980年 (昭和55年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人関係行政連絡協議会」発足</li> </ul>
1982年 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性差別撤廃委員会(CEDAW)設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立市第一期基本構想・第二次基本計画に初めて女性問題を追加</li> </ul>
1984年 (昭和59年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立市婦人問題行動計画策定委員会設置</li> </ul>
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)にて「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准</li> <li>・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立市婦人問題行動計画」策定</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立市婦人問題市民委員会」設置</li> </ul>

年	世界	国	国立市
1987年 (昭和62年)		・婦人問題企画推進本部にて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・国立市婦人問題市民委員会「国立市における婦人関係施策のあり方について」答申 ・婦人問題担当設置
1989年 (平成元年)			・国立市婦人問題市民委員会「第二次基本計画に盛り込むべき内容について、及び『婦人問題』の呼称について」答申
1990年 (平成2年)	・国際連合経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・女性問題情報誌「くにたちウィ・アー」を創刊 ・「フェミニスト・フォーラムくにたち」
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定	
1993年 (平成5年)	・第48回国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		・「国立市男女平等推進計画」を策定
1994年 (平成6年)		・「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」を設置 ・諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置	
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」にて「北京宣言」及び「行動綱領」採択		

年	世界	国	国立市
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>・男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画－」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立市第二次男女平等推進計画」を策定</li> </ul>
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行</li> </ul>	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画」策定（平成13年～平成22年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等に関する市民意識及び実態調査」実施</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府男女共同参画局設置</li> <li>・DV防止法施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立市第三次男女平等推進計画」を策定</li> </ul>
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「育児・介護休業法」施行</li> </ul>	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化対策基本法」施行</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性問題市民委員会「計画の進捗状況の点検・評価のあり方について」答申</li> </ul>

年	世界	国	国立市
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「DV防止法」施行及び同法に基づく基本方針策定</li> <li>・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」会合開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「育児・介護休業法」施行</li> <li>・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> </ul>	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国立市第四次男女平等推進計画に盛り込むべき内容について」答申</li> <li>・「国立市第四次男女平等推進計画」を策定</li> </ul>
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「DV防止法」施行</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」会合開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「育児・介護休業法」施行</li> <li>・「児童扶養手当法」改正</li> <li>・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等推進市民委員会「第四次男女平等推進計画の進捗状況の点検・評価について（中間評価）」答申</li> </ul>

年	世界	国	国立市
2011年 (平成23年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足		
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「DV防止法」施行 ・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」加盟	
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」会合開催(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・男女平等推進市民委員会「第四次男女平等推進計画の進捗状況の点検・評価について(最終評価)」答申
2016年 (平成28年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行(事業主行動計画策定期限)	・男女平等推進市民委員会「国立市第五次男女平等推進計画の内容について」答申 ・「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」策定

## あ行

## ➤ アンパイドワーク

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。内閣府の貨幣評価額推計では、無償労働の範囲の例として、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動などを挙げています。

## ➤ SNS（エスエヌエス）

「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略称です。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことで、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）等のサービスがあります。

## ➤ M字カーブ（M字曲線）

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M字」のようなカーブになることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴を示しています。

## ➤ LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）

LGBTとは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の人々の総称を表す頭字語（頭文字をつづり合わせて作った言葉）です。

なお、近年はLGBTに代わる呼称として「SOGI」も使用されることがあります。S Oはセクシュアル・オリエンテーション（Sexual Orientation = 性的指向）の、G Iはジェンダー・アイデンティティー（Gender Identity = 性自認）の頭文字です。

---

## か行

---

### ➤ クォータ制（割当制）

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の手法の一つであり、人種や性別などを基準にして、議員候補者や審議会の委員等に対して一定の人数や比率を割り当てることで、男女間の参画機会の格差を是正するための制度です。

### ➤ 健康寿命

日常生活において介護を必要とせず自立して生活できる期間をいい、平均寿命から介護期間を引いた数が健康寿命となります。厚生労働省によると、日本人の健康寿命は平成25年時点で、男性71.19歳、女性74.21歳となります。

### ➤ 固定的性別役割分担

本来、個人の意思や希望によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、男性または女性というような性別を理由に役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的性別役割分担の考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

---

## さ行

---

### ➤ ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のことです。人間には生まれつきの「生物学的性別」（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」があり、このような男性・女性の性差を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。



---

➤ 女性のエンパワーメント

女性が個人として、あるいは社会集団としてあらゆるレベルの経済、政治、その他の意思決定過程に参画し、社会状況を改革・改善するために自ら潜在的に備わっている力をつけていくこと、またはそのような状況を可能にする社会を実現することです。

➤ 性自認（ジェンダー・アイデンティティ）

自分が男性であるか女性であるか、またはその中間であるかというような、自分自身の性に対する自己認識のことです。

➤ 性的指向（セクシュアル・オリエンテーション）

人の恋愛・性愛がどのような性を対象とするかを表す概念で、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがあります。

➤ ソーシャル・インクルージョン

日本語では「社会的包摂」とも言い、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念です。

---

## た行

➤ デイセントワーク

「働きがいのある人間らしい仕事」などと訳され、具体的には権利が保護されて十分な収入を生み、適切な社会的保護が供与される生産的な仕事、すなわち人間として尊厳を保てる生産的な仕事を意味します。1999年、ILO（国際労働機関）のファン・ソマビア事務局長の報告の中で初めて用いられ、ILOにおける活動の主目標として掲げられました。

---

## は行

---

### ➤ 配偶者暴力相談支援センター

DV 防止法に基づき設置され、DV 防止及び DV 被害者の保護を目的として、相談、一時保護、自立生活促進のための就労・住宅に関する情報提供等の支援を行う機関です。都道府県においては、婦人相談所をはじめとする施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう規定されていますが、市町村においても同センターを設置するよう努めるものとされています。

### ➤ 複合差別

複数の要素が複合的に結びついて起きる差別のことです。1985 年にナイロビで開催された第 3 回世界女性会議の頃から、人権、民族、階層、障害、性などにおいて問題視されるようになりました。少数民族の女性や、障害者の女性への性差別などが例として挙げられます。

### ➤ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会における様々な分野の活動について、男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して活動に参画する機会を積極的に提供することです。

---

## ら行

---

### ➤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994 年にカイロで開催された国際人口開発会議（ICPD）において提唱された、性と生殖に関する概念です。

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、しょうがいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をも

ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを定める自由をもつことを意味します。また、リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産の間隔と時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を有することを基本的人権として承認し、また最高水準の性に関する健康とリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利を表しています。

#### ➤ リベンジポルノ

交際相手と別れた腹いせから、交際当時に撮影した相手の性的な画像や動画等を、インターネット等を通じて不特定多数に公開・配布する行為、またはその記録データや画像のことです。平成 26 年には、リベンジポルノへの罰則規定を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が成立しました。

#### ➤ レスパイト

レスパイトとは休息、息抜き(respite)のことで、一般には「レスパイトケア」を指します。乳幼児やしょうがいのある方、高齢の方などを在宅でケアしている家族を対象に、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうサービスのことです。

## わ行

#### ➤ ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

なお、平成 19 年 12 月、国において策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会を、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義しています。



**国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画**

平成28年4月発行

編集・発行 国立市 政策経営部 市長室

〒185-8501 東京都国立市富士見台2丁目47番地の1

電話 042-576-2111（代表）



**国立市**

**<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>**